

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (18 . 2 定)			
日 時	平成 18 年 6 月 21 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 4 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、高橋副委員長、山田・小前・菊地・大畠・横田・ 佐々木(茂)・斎藤(博)・新谷・大竹・秋山 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・ 福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 収入役職務代理者(会計室長) 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が大畠委員に、前田委員が大竹委員に、山口委員が斎藤博行委員に、北野委員が新谷委員に、佐藤委員が秋山委員に交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

平成会。

大畠委員

初めに、教育委員会にお尋ねします。

市民ギャラリーについて

美術館の市民ギャラリーについて。私も 1 年に 1 回、11 月に利用させていただいております。また、この申込みが前期・後期とございまして、このときにいつも問題になるのが日程の抽選なのです。人がかわればルールが変わるといいますか、そういうことで大変困惑しております。この際、きちんとした申込みの抽選のあり方についてルールをつくるべきだと、そのように思っておりますけれども、答弁をお願いいたします。

(教育)美術館副館長

委員御承知の美術館設立の経過がございまして、多くの美術家の要望がございました貸出し用のギャラリーといたしまして、通称市民ギャラリーと申しておりますけれども、これは美術館の 3 階に昭和 54 年 9 月に設けて、それ以降一般に貸出しをして現在に至っているという状況でございます。利用の申込みが多うございまして、前期と後期ということでございますけれども、4 月 1 日にその年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで、そして 10 月 1 日には翌年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間の利用申込みの受付をしていると。これが基本的なルールでございます。

その中で、今回、一部誤解のありましたことですが、基本的なことといたしましては、使用申請の申請につきまして、4 月 1 日及び 10 月 1 日の午前 10 時までに来館した申込者については一斉受付としまして、使用日が重複した場合には、協議又は抽選の上決定しております。さらに午前 10 時以降の申込者については、申請順ということで処理しております。ただし、いずれの期間中とも小樽市主催の行事であるとか同等の利用用途などが生じた期間については、そちらを優先させていただいております。

今回、本年 4 月 1 日に実施しました平成 18 年度の下期に係りますギャラリーの使用申請の申請時に、抽選方法において一部の申込者に不利となりかねない手順をとったために、慎重さを欠き誤解を与えましたことに対しましては、おわびを申し上げたいと思います。

こういうことを踏まえまして、次回の申込み、すなわち来る 10 月 1 日でございますけれども、利用申込者のだれもが納得のいく抽選方法をきちんと示してまいりたいと思っております。原則は公平であることとあわせまして、重複した場合には抽選、話合いがルールであることを常に念頭に置きまして対応してまいりたいと考えております。

大畠委員

ちょっと違う部分があるのでお聞きしますが、申込日が 4 月 1 日、10 月 1 日、この日 10 時までに集まった方なので、申込者は、それ以外のことは問題ないのです。といいますのは、あいているときは結構です。ところが、日にちがダブるので、どうしてもいい日、いい時期にやりたいのですから。そうするとダブったときにどう

するかと、ここなのです。大体もうやりたい日にちというのは決まるのです。そうするとダブったときに、いち早く、ああここはだめだから次のあいているところという方法を前年度までやっていたのです。ところが、本年度は、そのつもりで行きましたら、全然だめですということで、前年度のルールがそうでなく、説明がそうでなくなってしまった。そのために迷惑しているのは一部の者ではないのです。勘違いしないでください、利用者です。私たちの会だけではないのです。だから、そういうことで、きちんとルールが決められていれば、申請者がかわっても、それから、また美術館の職員がかわっても、ルールがありますから、そのルールにのっとってやればスムーズにいくだろうと思っております。そういう意味でのルール化ということでございます。ぜひ、検討するというところでございますので、利用者にわかりやすい形でやってください。

次に同じく市民ギャラリーの利用者、かつては利用者と美術館長も交えて協議をしていた時期がございました。大変好評だったです。そしてまた、いろいろ意見交換もできましたし、館側の考え方も意見交換できる場がございます。これはここしばらく開かれておりません。美術館長も新しくかわったことですし、ぜひ関係者とそういう場を設けていただきたいと思いますが、いかがですか。

(教育)美術館副館長

ただいまの利用者懇談会の開催、再開ということだと思いますが、このことにつきましては、私たちの方で調査しましたところ、平成10年度までは確かにやっております、それ以降やっていないことがわかりました。3階の市民ギャラリーを含めまして、施設そのものが市民に愛される美術館であってほしいということは私たちも常に念頭にございますので、市民と歩む美術館ということでございます。利用者あつての美術館ということも疑う余地はございません。そういうことで、美術館と利用団体の皆様との意見交換を図るということは、よりよい美術館を目指すという目的意思があるわけでございますので、開催そのものは大変大きい部分があるだろうというふうに考えております。このような観点から、利用者団体と意見交換する機会を設けることについては必要であるという認識に立ちまして、今年度内にも懇談会の再開に向けまして前向きに対処してまいりたいと、このように考えております。

大島委員

ひとつよろしく願いいたします。

強化磁器製食器の導入について

続きまして、学校給食についてでございます。学校給食の件につきまして、平成17年3定で学校給食の食器について質問しております。今、このたびはリサイクル法ができて、いよいよ分別とかりサイクルで市民も協力しております。学校給食ということになれば、大量の容器でございます。当然そこには破損もつきまとうものと思っております。17年3定で質問しております給食の強化磁器の食器を検討してみたらどうかということで質問しております。そのときは来年度に向けて検討しますという答弁をいただいております。今年度は予算書を見ますと、食器とかということで100万円の計上をされておりますけれども、今年度はどのような目標のですか。その辺をお聞かせください。

(教育)学校給食課長

委員がおっしゃるように、今リサイクルというのは、どこでも当たり前のようになっておりまして、当然できるものは何でもリサイクルしなければならないというのは同じように考えております。それで、今お話しされました平成17年第3回定例会で「今後の補充に当たりましては、エコマークの認可を受けた強化磁器の食器を検討してまいりたい」というふうに答弁しております。それで、実は今回の予算の中では、この100万円というのは通常の食缶とかそういう部分の取替え用に予算化されておまして、このリサイクルできる強化磁器の食器のための予算というのは計上されておりません。といいますのは、このとき、このエコマークの強化磁器の食器というのがまずどこにあるのかという話、どのぐらいの値段がするのか、どのような形でリサイクルするのかということをこの

後調査しております。今のところ、このリサイクルの食器については、これはまだ我々の情報の収集が足りないのかもしれませんが、1社と今使っているものとを比べて相当な金額である。それともう一つは、リサイクルするために、この生産者のところに戻さなければならないというようなことでの情報しかまだ集められておりませんで、リサイクル食器を取り入れられる適当なものがまだ見つかっておりませんので、とりあえず費用対効果の関係もございまして、今後も引き続きその辺の情報を収集していきたいということでございます。

大島委員

学校現場で、ごみの分別とかそういうものを教育せよ、指導せよということで、あらゆるところで今言われているでしょう。それに基づいて私は前回質問しているのです。それがまだ情報不足とかなんとかということでは、何もやっていないということではないですか。担当者がかわったのはたしか今年ですね。ここも担当者がかわれば、情報不足だと。去年、随分情報を集めているのです。生かしているのですか。強化磁器食器がどのようなものか。それはメーカーの方が直接営業に行き担当者と話をしていて聞いています。それで、これからだというのは何ですか。今、少しずつつかえていかなければ、一遍にかえることはできないですよ、これ。そしてまた、これはリサイクルできますから、リサイクルは引き取るとまで言っていないですか。そのように去年は話を聞いていましたよ。直接、納品業者というか、生産者ですね。岐阜かどこかにあるそうですけれども、この方が直接引き取りますと、輸送費もこちらで持つというような話も私はたしか聞いたような記憶があります。だから、そんなその場のその場の答弁はやめてください。これはやはり積極的に取り組んでいただきたいと。私はそれが食を通してのリサイクル教育だと思っております。今年は何のぐらいの食器の補充があったのですか。

(教育) 学校給食課長

委員のおっしゃるリサイクルのできる食器ということでは導入はありません。現在導入している通常の磁器食器の数字を押さえておりませんが、それなりの破損が進んでおりまして、今回はその破損をできるだけ抑えるように、その破損する原因を調査しながら、できるだけ破損しない方法を考えて取り組んでいるということでございます。

教育部川原次長

エコ食器につきましては、17年3定で大島委員からいろいろ御質問をいただきまして、私どもも資料を調べてみたら、その中で非常に強度の面ですぐれている、リサイクルという面で今後やはり導入をしたいという考えはございますけれども、1個当たりの単価が1,100円、私どもが入れているのは250円ということで、約4倍の単価でございます。昨年の4月に1社が認可されたということで、まだまだ費用面でいいののかなということで単価的に高い、私どもの導入のものよりは、それを1個入れるとほかの現状のものが4個入れられるというような状況も考慮しまして、前回この購入に当たっては現状の磁器食器の補充ということで予算化をしたところでございます。この磁器食器の単価が今後普及に伴って下がっていくのではないかとこのように思っておりますけれども、その辺の単価の推移も見まして、この導入については検討していきたいというふうに考えております。

大島委員

私、そんなこと聞いているのでないのだ。今年の破損状況はどうかと聞いているのです。それなりの量というのはどういう量なのですか。そんな答弁ないのではないですか。事前に今日こういう質問をしますということで予算書を見せて話をしているでしょう。それなりの量というのは、どんな量なのですか。教えてください。例えば何パーセントとか。そういう数字を示していただければ納得できます。何もしていないということではないですか。ごみの問題については学校現場で教育してくれと言っているのです。ぜひ取り入れてほしいと。そしてまた、全国的な広がりも、それなりの普及がされればと言いますが、今、川原次長の答弁にありましたけれども、普及率、去年資料を渡しているのではないですか。どんどん増えている。今年もさらに増えているというふうに資料があります。これはやはり学校現場までごみの問題をぜひ取り上げていただきたい。教育長、いかがですか。

教育長

ごみの処理とか、そういう教育については、これまでも学校給食だけでなく、あらゆる面で行っているところがございますが、リサイクルにかかわりましては、今、川原次長の方から話しましたように、4倍という費用でございますので、それを十分子どもも検討させていただきまして、今年度の予算では委員がおっしゃったようなエコマークのついたものにはどうしても手がつけられなかったという現状でございます。ただ、今後というよりもこれから、さらにその費用の面とか強度の面とか、そういう面を十分検討いたしまして、さらに委員がおっしゃったように、リサイクル、そういうのも念頭に置きながら私たちは研究していかなければならないというふうに考えております。一番力点を置きましたのは、費用があまりにも高いということで今年度予算計上には至らなかったところを御理解いただければと思います。

大島委員

学校給食課長をお願いします。後でそれなりの量と金額について資料をください。

(教育) 学校給食課長

はい、わかりました。

大島委員

次に、経済部にお尋ねします。

運河プラザに関する不祥事について

運河プラザについてでございますけれども、まず初めに、今回発覚しました不祥事にかかわり、関係した市管理者について、年度別、役職名、在籍年数をお知らせください。

(総務) 職員課長

資料が配られていると思いますけれども、その資料に基づきまして説明いたします。

部長職、次長職、課長職に分かれておりますけれども、当時在籍しておりました退職者を除きまして現在いる職員で話しますと、平成15年度から17年度まで現在港湾部長の山崎さん、次長職としましては、現在議会事務局長の松川さん、課長職としましては、現在財政部長の磯谷さん、当時課長職としましてはダブリですけども、11年度から13年度まで港湾部長の山崎さん、14年度には現在観光振興室主幹の小鷹さん、平成15年度、16年度につきましては、現在戸籍住民課長の乙崎さん、平成17年度につきましては、現在福祉部次長の長川さんということでございます。

大島委員

次に、3番庫ギャラリーの利用者の控室ということで、平成14年3定の決算特別委員会で質問しております。現状はどのようになっておりますか。元の姿に戻すというふうに取り組みたい、検討したいということで答弁がございましたけれども、現在どのような状況ですか。

経済部次長

平成14年の決算特別委員会におきまして、今、委員から指摘のありました控室につきましては、本来の計画の場所に設置をするということで答弁をしたところでございますが、その後、観光協会も含めて、その予定の場所に設置することについて協議をいたしました。控室は利用者の休憩の場所ということと、もう一つは給水、水回りの関係の目的がございまして、その二つの目的を達成するためには、当初の計画をしていた場所では非常に難しいという結論に達しまして、それで、現在設置をしている3番庫の向かい側、1番庫のギャラリーの一部になりますが、そこに設置した経緯がございまして。

大島委員

私は、3番庫利用者の控室ということで当時質問をしております。今、答弁がございました休憩室というのは、今日実は現場を見てきました。そうすると、元の姿に戻すという言葉が幻でした。物品の倉庫でございます。もし

て、ここが休憩室ですと示されたのが、これは給湯室ではないですか。給湯室にテーブルが一つといすが一つ二つある。私も一般質問の後、随分協会の方に行って関係者と話をしてきました。今日も次長と一緒に行きました。そしてまた、その帰りに寄り、現場を見ました。そして、お話を聞きましたら、演劇や何かをやりたいというようなことで、その図面といいますが、そういうものを欲しいという問い合わせもあるそうでございます。また、講演会もそうでございます。そうすると、本来設計の段階で、私がこのときにいただいた図面を見ますと、今の物品庫なるもののところにちゃんと控室ということで明示されていたのです。そういうふうに確かに場所の問題とかなんとかあります。けれども、創意工夫によっては、隣接したあの場所につくることも可能だと。つくるのではなく改造することも可能だと私は思っているのです。次長、あなたが利用者の立場になって考えてみてください。3番庫から今のおっしゃっている休憩所、これは水場でございます。給湯室でございます。給湯室にはたくさんの方がいらっしゃるのではないですか、一般の方も。そうすると、例えば3番庫を利用されたお客さんがここへ休憩を、今、休憩室だと言っておりますから、休憩しているときに関係のない方々が入られたら、これはどんな気持ちになりますかね。これはもう少し今後について検討していただきたいのです。隣接した場所、廊下を挟んで向かいというようなことで、あそこは給湯室です。私は今日現場を見てきておりますので、この点について答弁をお願いします。

経済部長

14年度に現在のそういう休憩室を設置して以後、利用者の方からは利用状況についての意見をいただいておりますが、その中では現在の休憩室が利用するに当たっては不便だというような御意見をいただいた経過はございません。ただ、委員が御指摘のとおり、一般の方もその休憩室を利用するということになりますと、実際の使用者に御不便をおかけするような場面も出てくるのかというふうにも想定しますので、その点につきましては、確かに場所の条件もございしますが、利用者と一般の方と分けるような手だてがとれないものかどうか、そういった面も含めて利用の利便性を図るべく観光協会とも相談をしていきたいと考えています。

大島委員

利用者は高い料金を払っているのです。約1日1万円なのです。そういう高い料金を支払っておりますので、利用する方の便宜をもう少し考えていただきたいというふうに思っております。

次に、観光物産プラザの契約について何点かお聞きいたします。

平成16年4月1日、同じく17年4月1日、社団法人小樽観光協会と小樽市が委託契約をした小樽市観光物産プラザの契約内容とさらに平成18年3月28日、物産プラザの使用料徴収事務委託契約、同じ18年3月28日、小樽市観光物産プラザの管理に関する基本協定書、同じく同年4月1日、小樽市観光物産プラザの管理費用に関する協定書の相違点、それぞれお聞かせください。

経済部次長

今御指摘のあった書類の中で大きく違いますのは、16年度と17年度につきましては、観光協会に対して業務委託をしております。管理・運営並びに使用料徴収事務についても業務委託してございます。したがって、16年度、17年度は、その特定の委託した業務についての契約ということになります。

18年度におきましては、これは観光協会が指定管理者の指定をいたしましたので、それに伴って御質問にありました小樽市観光物産プラザの管理に関する業務協定書を導入することから、使用料の徴収につきましては従前とほぼ同じということになりますが、大きく変わった点は今申し上げたところでございます。

大島委員

この平成18年4月1日に交わされました協定書の内容について何点かお尋ねいたします。

この指定管理者の制度は、運河プラザは18年度から管理委託をしたのですけれども、第5条に指定期間という項目がございます。これはどのようになっていますか。

経済部次長

協定書に示す第 5 条、指定期間につきましては、平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの 5 年間というこ
とで契約をしております。

大島委員

5 年ということは、継続して 5 年というふうにとらえていいのでしょうか。

経済部次長

この協定書に基づく取消しあるいは全部又は一部停止等の問題が起きない限りは、この協定書に基づいて継続し
て 5 年ということになっております。

大島委員

今回の事件がございました。こういう事件が起きたときには、どのようになりますか。

経済部次長

同じく協定書の第35条におきましては、指定の取消しということで記載をしておりますが、今回につきましては、
この第35条中のいずれかに該当するということになるかどうか協議をしているところです。

大島委員

指定取消しの第35条の内容についてお聞かせください。

経済部次長

ただいま申し上げましたとおり、幾つかの条項に該当するということが認められた場合には「指定を取り消し、
又は期間を定めて、この指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」というふうに明示してお
ります。

大島委員

ただいま答弁をいただきました今回の事件は、このどの項目に当てはまりますか。

経済部次長

これはまだ先ほど話したとおり協議中ということでございますが、現在の段階で申し上げますと、まず指定を取
り消す場合、繰り返しになりますが、あるいは業務の全部あるいは一部を取り消す場合、また、この条項で言いま
すと第 5 項になりますが、観光協会が、業務を行わせることが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不適当で
あると小樽市が判断したとき、そういった場合のいずれかに該当するかどうかと協議をしております。

大島委員

今日、実は協会の常務理事とお会いして、いろいろ人員体制がどうなっているのかというふうにお聞きしました。
そうしましたら、専務理事という方を新しく民間から迎えて、非常にその体制が整ったと。来た方が民間の方でご
ざいます。そのように私は今日お会いして話を聞いて帰ってきたわけでございますけれども、この問題はただ単に、
質問の後いろいろ関係者とお会いして聞きましたら、市の管理体制にも非常に不明りょうな点があったと。そうい
うことで、市の体制をまず強化していれば、こういうことも未然に防げたのではないかと、そのように思っておりま
す。平成14年の清掃業務契約違反、これが何も生かされておりません。といたしますのは、先日答弁をいただいた資
料を見ますと、現職で残っておられる方が何人もおります。経済部長の山崎さんは平成14年から17年までおります。
小鷹さんもおります。このときに市長が答弁しておりますけれども、全部業務に当たって検討してくれというこ
とを伝えております。それが何も生かされないで今日までの事件を招いたのだらうと、私は管理職の責任は大変大
きいと思っております。この点については一般質問でも質問をし、処分を考えているということでございますけれ
ども、どのような処分を検討しているのか。

総務部長

処分については、関係部の方から報告を受けて調査審査委員会等々、役所内部の審査をして、今回の事件に対し

て相応の処分をいたしました。基本的には、この間答弁した内容といたしますが、そういう考え方で処分をしております。

大島委員

そうすると、処分はもう済んだということですか。

総務部長

ええ、進行形でずっと進んでおりますので、処分についてはもういたしました。

大島委員

最後に、公用車が集中管理になりまして資料をいただきました。それで、秘書課移管車両と議会事務局移管車両について資料をいただいております。これを見ますと、6月の議会事務局移管車両が極端に少ない。4月、5月と比べても極端に少ない。理由は何ですか。

(財政) 契約管財課長

議会事務局から移管されました車両の6月分の稼働率が8.2パーセントとなつてございますけれども、これはこの車両の運転手が体調を崩し6月5日から療養に入つてございまして、この間の議会業務における車両の使用につきましては、集中管理の他の車両あるいはタクシーチケットの採用となつたことから、この車両の稼働率が極端に減少したということでございます。

大島委員

私もこの公用車については、タクシーを利用できるものは大いにタクシーを利用してほしいということで、財政の厳しい中、こういう質問も前回もしておりますし、また、鋭意検討したいという答弁をいただいております。他の車を利用しているということですが、他の車とはどういう車なのか、営業車なのかどうなのか。それから、3台あった公用車、黒塗りの車、1台こういうわけで運転手がお休みになっているということでございますけれども、復帰の見込みがあるのかなのか。ないとすれば、3台あるうちの1台は廃車といたしますか、やめるべきでないのかと。そして、これはタクシーに切り替えるべきだと私はそのように思っております。そしてまた、タクシーに切り替える場合でも、これはタクシーのチケットを全般に、議会ばかりにでなくて、職員の利用についてはチケットの管理をきちんとやっていただきたい。そうしなければ、これも現金と同じでございます。この点についてお答え願います。

(財政) 契約管財課長

まず、この運転手の休養期間中、他の車というのはどんな車かということでございますけれども、一つは、集中管理してございます。私ども運転手付ですけれども残り10台ほど集中管理の車を持っていますので、この利用、それからタクシーチケットとの併用ということで対応していただいております。

それから、いわゆる黒塗りの車でございますけれども、議会事務局、秘書課から移管されたときに黒塗り3台が移管されてございますけれども、私どもそのうちの1台が相当老朽化しているということで、実質黒塗りは現在2台で、その1台はいわゆるワゴン車の方に転用させて一般職員の一般利用車として、今、活用してございます。その黒塗り1台につきましては、現在まだ保管してございまして、今後、売払い等の処分について検討することとなっております。

それから最後に、タクシーチケットの利用についてのお話でございますけれども、平成18年度から集中管理体制の整備に伴いまして、タクシーチケットにつきましても外局職場は除きまして、契約管財課での一括管理というふうになってございます。私どもがタクシーチケットを管理するということになりますと、当然集中管理の車両の空き状況等を把握できますので、まずそういう集中管理、車の使用、そういったものを優先させていただく。そして、それが使えないときにタクシーチケットということで、今年の状況を見ますと相当程度タクシーチケットも減少しているという状況でございます。今後とも車両の有効活用、その中でタクシーチケットの使用についても適正に行

ってまいりたいと考えてございます。

委員長

平成会の質疑を終結をいたします。

公明党に移します。

秋山委員

ごみ有料化政策の効果について

ごみに関連してお尋ねします。

1リットル2円ということで、合計10種類のごみ袋が出ておりますが、有料化に伴って1年間にどのくらい出るのだろうという、初めのころはつけていたのですけれども、だんだん慢性化になってしまって、個人的に押さえなくなっている状況なのですけれども、この前ごみ袋の追加をしておりますけれども、1年間たっただごみ袋の使用枚数というのは増えてきているのでしょうか。まず、この件からお伺いいたします。

(環境)管理課長

ごみ袋の取扱実績についてですけれども、当初は年間900万枚程度取り扱われるかというふうに予想しておりましたが、実績は約800万枚程度となっております。

秋山委員

予定したよりもごみの量が少なくなったというふうに見えていいのでしょうか。

それで、種類別に見て5リットル、10リットル、5種類ありますけれども、どの袋が一番出るのでしょうか。

(環境)管理課長

指定ごみ袋のサイズごとの取扱実績でございますけれども、昨年3月から取扱いが開始されておりますが、開始後の3月、4月の2か月につきましては、30リットル、40リットルの大きめのサイズがよく出ておりましたが、昨年5月以降につきましては、これは恐らく市民の方々が最初に購入した10枚がなくなって2回目の購入をした時期かと思われまして、この時期になりますと、5リットルで20パーセント弱、10リットルと20リットルがそれぞれ約30パーセント、大きい方の30リットルと40リットルにつきましてはそれぞれ10パーセント前後となっております。この割合につきましては、昨年5月以降、ほぼ一定の割合で推移しております。このことから、小さい方の5リットルと10リットルを合わせますと約半分の50パーセント、さらに中間のサイズであります20リットルを加えますと約80パーセントを占めるという結果となっております。

秋山委員

この使われるごみの袋から見て、市民のごみ出しが定着しているのか、そして価値的に考えるようになってきているのかというような感じを受けますけれども、小樽市としてこの有料化、減量化したことによる評価をどのようにとらえられているのかお聞かせください。

(環境)藤井主幹

評価ということでございますが、1年経過して家庭ごみの方の収集量も昨年度から比べれば燃やすごみ、燃やさないごみで約4割、42.6パーセントの減少になっている一方、資源物の方は缶、紙類、プラスチック類ということで、前年度から比べると9.8パーセント、約10倍ということに、非常に資源物の方は増えていますので、そういう意味では我々が当初考えていた減量化という部分については、いい方向に進んでいるのではないかというふうには考えてございます。

秋山委員

どの程度まで見込むという言い方はおかしいかもしれませんが、まもなく11月からこの焼却施設の試運転が始まりますけれども、この施設稼働によって小樽市の予算というか、歳出というのでしょうか、減るもの、増え

るもの、いろいろ出てくるかと思うのですけれども、どのように変わってくるのかという部分をお聞かせください。

(環境)管理課長

本年11月から北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設の試運転が始まりますが、この試運転に係る経費につきましては、あくまでも焼却場の施設引渡し前に施工業者の責任の下で実施いたしますので、これは施工業者の負担となります。19年度以降につきましては、焼却場やリサイクルプラザに係る施設の維持管理経費や施設建設時に導入しております地方債の元金償還も始まりますので、これらの経費に対する広域連合の構成自治体としての小樽市の負担金が増加することとなります。ただ一方では、焼却を開始することによりまして桃内の最終処分場に係る維持管理経費は、埋立量が減少いたしますので、この部分については減少していくものと思われま

秋山委員

そうしたら、処分場に係る維持経費とこの減っていく部分、そして地方債の償還、どちらの方が多いのでしょうか。やはり借りた方が多いのでしょうか。

(環境)管理課長

広域連合側の地方債の償還の方が多くなるかと思えます。

秋山委員

それで、広域連合への負担金が増えることによって、このごみ袋の値段が変わるなんていうことは考えられるのでしょうか。

(環境)管理課長

有料化の実施の目的といいますのは、経費の負担を求めるとかそういうことではなく、あくまでもごみの減量と資源化の促進ということでございます。ですから、そういった意味から、その目的が達成されている限りにおきましては、当面は単価の考え方は変えない考えであります。

秋山委員

それで、焼却されると燃えかす、スラグとかという。出るスラグというのは、ごみの量に比較してどんなものなのでしょう。

環境部次長

ちょっと定かでないのですけれども、大体燃やしますと10分の1以下にはなるかと。そして灰になるのですけれども、それも灰溶融といいまして高温で1,400度ぐらいで溶かしまして、粒状になってリサイクルといいますか、要するに使えるような状況になりますし、若しくは使えないということ、まだそういう時点でなければ覆土用の材料になるというふうに聞いております。

秋山委員

それで、広域ですから小樽市だけでなくて地方の部分の燃えかすまで負担するのかなんて単純に考えてしまうのですけれども、こういう部分はどうかのでしょうか。

環境部次長

燃えたかすは、それぞれお持ち帰りいただくと。

秋山委員

そうしたら、これは処分場に埋め立てるのではなくて、何らかの形で利用していくのだという考え方でよろしいのでしょうか。

(環境)管理課長

焼却場から出ますスラグの再利用につきましては、まだ再利用の方法等が定まっておりません。当面は埋立処分場の覆土がわりとして使用するというふうに聞いております。

秋山委員

そうしたら、今、集められたごみはほとんど埋立てという状況ですけれども、これが42.6パーセント減ってきていると。それで、焼却することによって燃えるごみの部分はほとんどなくなるという感じなのですが、そのほかにこの処分場に持ってくるごみというのはどういう形になっているのでしょうか。

環境部次長

要するに事業系のごみで、事業系の一般廃棄物というのは燃やします。けれども、あわせ産廃というのがございます。いわゆる産業廃棄物、その分は直接埋め立てします。それから、家庭系の粗大ごみがございます。それは一回破砕機に入って、燃えるものは燃やしますが、燃やせないものは埋立処分されるということになります。

秋山委員

どの程度この破碎、要するに細かく砕いていくことによって、この処分場の増え続けるごみというのは押さえられるのでしょうか。

環境部次長

大きいままで埋め立てますと、どうしても容積をとられます。大体埋立基準でも15センチ程度に細かくして埋めなさいという技術指針がありまして、細かければそれだけすき間があきませんので、それだけ容積をとらないということで延命につながるということでございます。

秋山委員

はい、わかりました。

続きまして、実は町内の方へ回覧板が回りまして、地球温暖化とごみ等の分別に関する説明会というのが回ってまいりました。ああ、この前質問した部分が出てきたという思いで見えておりましたけれども、この日程と会場なのですけれども、かなり大ざっぱというか、どういう方々を対象にこういうのを組んだのかをお聞かせください。

(環境)環境課長

日程につきましては、最初に総連合町会の幹事に話をいたしまして、総連合町会、地区の方に分割して11会場を設定させていただきました。それで7月3日から28日ぐらいに11会場で、各町会単位で地区割りして会場を決めさせていただいたところです。総連合町会に報告をして相談しておりますので、町会の皆さんが対象ということになります。それで、対象は特に絞っておりませんが、町会の皆さん、家庭の主婦とか、日中ですので日中に来られる方を対象に開くという格好になっております。

秋山委員

あわせて1年たったごみの分別についての説明会を行いますという内容なのですが、ごみの有料化をするときはかなりこまめに町会でやりまして、集まる人数もほとんど町内挙げて来ていたぐらい集まっておりましたけれども、この11会場、例えば自分が住んでいる入船は、入船、奥沢、天神も含むのかと思いますけれども、24日曜日午後2時から3時半まで奥沢会館、かなり山を越えて行かなければならないという範囲の集め方になっております。今お答えいただいたように、この時間帯であれば主婦が自宅にいるお年寄りを対象に行うということで、目的はこの温室効果ガス、これをいかに減らすかという部分のお話かと思うのですが、現在、小樽市としてどのくらい減らさなければいけないという目標と、1年間にこのくらいまで落としたいという部分を決めた上での説明会になるのでしょうか。

(環境)環境課長

実際、小樽市の市域での排出量というのは統計的に大変算出が難しいということで、うちの方では調査をしておりません。ただ、国の方としては、日本全体の数値ということではじておまして、平成16年度においては日本全部ですけれども13億5,000万トンという数字になっております。これがどうなのかと申しますと、実は皆さん京都議定書は御存じだと思うのですが、これは1990年比で日本全体の排出量を6パーセント減らしましょうという、国

際的にいろいろな約束をしている数字でございます。ただ、実際、16年度の13億5,000万トンは、1990年比から見まして8パーセント増えています。つまり、京都議定書の約束の6パーセントを加えまして、実際14パーセントを減らさなければならないと、大変厳しい状況にあるのは事実でございます。

それから、その中でも特に今回家庭を中心に一般の市民の方を対象にしますので、家庭の部門を見ますと1990年比から約31.5パーセント増えているという状況です。これはいろいろな事情があるかと思えますけれども、全部の8パーセント以上に家庭部分を抜き出してみれば31.5パーセントも増えている。これを何とか減らしていきたいということが今回の趣旨でございます。なかなか目標を設定するのは統計的に難しいということで、なかなか市もお金がないものですから、専門的な技術能力も出てきますので、調査ができないような状況になっております。

秋山委員

日本の目標とか大ざっぱに聞いても、一人一人に対しての説得性という部分が欠けるのではないかな、意識の啓発にはなるかもしれませんが、であれば啓発どまりなのか、それともこの前つくられたものを手渡されて、1か月なら1か月、半年なら半年、皆さんで自分のうちのものをデータ化してくださいというふうをお願いするのか。ちなみに小樽市役所としては行ってはいなかったのでしょうか。

(環境)環境課長

このエコアクションプログラムの中身については、目標を設定しております。目標というのは、小樽市で排出削減の量が出ませんので、全国の数字を基に1人当たり281キログラム削減しましょうということです。それを基本的に減らすといってもなかなか減らせませんので、身近で易しいところから、1から3ステップに分けてこういことをしていただきたいということで、これだけすれば何グラム減りますというつくり方をしております。

それから、小樽市役所の目標については、これは実際小樽市役所でエネルギー関係とかいろいろ全部把握ができますので、平成13年6月に実行計画というものをつくっております。これは13年度から17年度の5年間で、17年度が最終年度なのですが、この目標は全体の温室効果ガスを11年比から2パーセント以上削減しましょうという目標を立てて、17年度までこういう削減目標にのるような活動をしていただいているという格好になっております。ちなみにどのくらい削減できたかといいますと、13.5パーセントの削減が図られたという結果になっております。

秋山委員

この前よその地域の具体例で挙げましたけれども、金額に計算すればという部分は出るのでしょうか。市民に話をされる場合、実際小樽市でもやってみました、これだけ効果、目標を掲げてやった結果、具体的な金額にすればこれだけ減ったのですというのがあれば、やはり集まる対象は主婦ですから、びいんと響くのです。見えないものを減らせといっても難しいし、これはきちんと目標を持っていつぐらいまで集めていき、データ化するべきではないかと思いますが、この件どうでしょうか。

(環境)環境課長

エコアクションプログラムについては、CO₂の排出削減量と金額も同時に算出できるものは算出しております。それに基づいて皆さんでチェックしていただきたいということで、各ステップごとにチェックシートを設けております。それから、1ステップから3ステップまでやることはたくさんありますので、そのほかについても細かくチェックシートをつけてもらって、その中でもこういうことはやっているということであれば、そのほかの行動でとれるものを地道にやっていただきたい。金額も算出できるものは算出しております。それで、その表で、うちの家庭は全部でどのくらいCO₂を排出して、家庭の削減金額はどのくらいになるのだろうかという目安の金額ですけれども、そういう金額も出せるようには工夫をしております。

秋山委員

1年後でもいいですから、広報なんかにもこのように取り組んで頑張ったという市民を載せてあげるというのも励みになるのかと思えますので、このことを提案して私の質問を終わります。

高橋委員

保健所に伺います。

犬の登録・狂犬病予防注射・ふんの始末について

一般質問で畜犬の取締り及び野犬掃とう条例に関連して質問しました。再確認ですけれども、本市の犬の登録数と、それから予防注射の数、率、これを教えてください。

(保健所)生活衛生課長

小樽市の犬の登録数、注射頭数なのですけれども、登録頭数につきまして平成16年度で5,799頭、それから注射が4,815頭、登録頭数に対する注射率が83パーセントでございます。

高橋委員

予防注射の方は、全国的に見ると減少傾向にあるというふうに言われています。要するに狂犬病に対して軽視されている傾向が強いというふうに言われているわけですけれども、狂犬病が発生していないというのも大きな原因かもしれませんが、そもそもその狂犬病に対する認識が低いのかというふうに思っております。それで、狂犬病についてどういう病気なのか教えてください。

(保健所)生活衛生課長

狂犬病でございますけれども、狂犬病にかかった動物にかじられて感染するウイルス性の神経系の病気でございます。ほとんどのほ乳類がかかりまして、発症するとほとんどが死亡する病気でございます。

高橋委員

人にも感染するわけですよね。それで、第4類の感染症に指定をされていると。それで、全数把握疾患にもなっているということで、感染症としては非常にレベルの高いものかというふうに思っております。それで、世界の状況、わかりますか。

(保健所)生活衛生課長

全世界で発生しております。これにつきましては、日本とかオセアニアの一部、これを除きまして発生しています。日本の近くでもロシア、中国では、かなりの犠牲者が出ております。年間、世界で4万人から7万人がこの病気で死亡していると言われております。

高橋委員

予防注射に関連して危険性も聞きました。もう一度その危険性について見解を伺いたいと思います。

(保健所)生活衛生課長

先ほど申しましたけれども、狂犬病にかかった犬にかじられますと、感染する病気ございまして、これは一たん発症しますとほとんど助からない。それと、どういうふうな症状かと申しますと、最初は風邪に似たような状況と申しますか、ちょっと興奮したような状況でございます。それから麻ひが進みまして、それから精神錯乱等ございまして、それから呼吸麻ひを起こして、最終的には亡くなってしまおうというような病気で、非常に怖い病気でございます。

高橋委員

私が聞きたいのはそういうことではなくて、日本では今発症していないわけですね。けれども、海外からいろいろな動物が入ってきていると。それは答弁でも答えていますけれども、その関連でしっかり聞いているのです。

(保健所)生活衛生課長

日本を取り巻くほとんどの国で発生していることから、日本にはどのような形で侵入してくるかわからない病気でございます。例えば輸入されるペットやなんかそういうふうなことで、検疫の方では一定のものにつきまして証明書等で確認してございますけれども、それに外れ、すり抜けてくる可能性がある。それと、野生動物ですね、そ

ういうふうなものが海外から何らかの形で侵入してくる可能性もございます。まして小樽市の場合には、貿易港ということで外国からいろいろな船等が入ってまいります。そのようなことで、例えば乗せてきた犬が潜伏期でこちらで発症する、そういうことがありますと、小樽に狂犬病が侵入する可能性もございます。

高橋委員

非常に危ういということですね。それで、狂犬病予防法で罰則規定があるわけですがけれども、第27条に書いてありますけれども、平成10年に法律改正がありました。罰金が3万円から20万円に上がったわけですがけれども、これについては、どのように思われますか。

(保健所)生活衛生課長

登録注射をしなかった場合の罰則規定が、委員がおっしゃいましたように、平成10年に3万円から20万円になってございます。これ以前に平成7年から狂犬病予防法の改正によりまして、生涯1回の登録でいいということになっております。それ以前は年に1回の登録だったのですけれども、それで平成10年当時、登録率の低下が危くされてございました。実際に低下してきておりました。それで、その低下を防ぐために罰則を強化したというふうに聞いております。

高橋委員

それで、最近、市民啓発ということで町会の回覧板にふんの放置の件と、それから罰則の部分を出していただきました。これはいつごろ各町会に出されたのですか。

(保健所)生活衛生課長

一応今月の15日に回覧できるようにということで、その1週間程度前から各町会の方にお届けしております。

高橋委員

いや、大変結構なことだと思います。評価したいと思います。それで、ここにも罰則の内容が書いてあるわけですがけれども、せっかくこれをつくったのであれば、第2弾でも結構なのですが、なぜ予防注射が必要なのかということ、なぜ登録しなければならないのかということ、ぜひ内容を盛り込んでもらいたい。要するに、こういう理由で登録しなければならないし、予防注射も必要なのだと。だから、罰則金もこんなに高いのですということ、盛り込まなければ、ただ法律で罰せられますという内容では、なかなか納得できないというふうに思いますが、いかがですか。

(保健所)生活衛生課長

このチラシにつきましては、今後も動物愛護の関係とか、ふんの不始末、そこら辺の部分も考えてございます。そして、来年度になりまして登録・注射の前に登録・注射の必要性について盛り込んだ部分を考えてございますので、その段階でぜひ、今、委員がおっしゃったことを実践したいと思っております。

高橋委員

これは年に何回ぐらい発行される予定でおりますか。

(保健所)生活衛生課長

今年度につきましては、これは1回目なのですがけれども、あと3回、今年度中に発行しようと思っております。

高橋委員

もう一つ、情報交換強化ということで答弁いただきましたけれども、せっかくこの下の方に電話番号を書いているわけですが、皆様からの情報をお寄せくださいとか、お問い合わせくださいとか、そういう情報を提供してくださいというような内容も含まないと、一方通行のチラシかなというふうに私は感じたのです。ですから、その辺の見直しもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保健所)生活衛生課長

今、委員がおっしゃいましたとおりに、今回は連絡先は担当部署と電話番号のみでございました。私どもは、い

ろいろな形で市民の皆様から御意見をいただき、行政との間でも双方向の情報交換を目指しておりますので、今後は御意見をお寄せくださいということを明記してまいりたいと思います。

高橋委員

あともう一点、ふんの放置の関係ですけれども、答弁で関係部署が連携して取り組んでいきたいという話でしたけれども、この具体的な内容について教えてください。

(保健所)生活衛生課長

この6月4日ですか、市民ボランティアの活動、あと環境部が主体となって行われました「街をきれいにし隊」、こちらの方に保健所としても参加いたしました。その中でふんの始末について啓発を行っております。今後も、この「街をきれいにし隊」、10月までございますので、この中でまた同じような形で啓発を行ってまいります。

高橋委員

(仮称)新博物館について

新博物館について聞きたいと思います。この基本計画図に基づいて何点か伺いたいと思います。

昨日も山口委員が聞いていましたけれども、この平面図ですね、それで答弁いただいて資料が出るということで、もう少しいいものを期待していたのですけれども、何かさっぱりした何か中身のあまりよくわからない部分でしたけれども、それで、このレファレンスルームと単純に言葉で書いてあるのですけれども、このイメージできるような内容というのですか、説明願います。

(教育)八木主幹

レファレンスルームについてのイメージでございますけれども、まず学芸員が入館者に対して多種多様にわたる質問に対して答えていく、また、いろいろなアドバイスをしていけるような形をとる。また、検索ができるパソコン等を配置いたしまして、新しい画像の情報とか、又はその歴史とか、そういった今まで蓄積してきたいろいろな資料を自由に検索できるような形をとっていきたいというふうに考えております。

高橋委員

ということは、机があってパソコンがあってという、そういう感じですか。

(教育)八木主幹

具体的な配置等につきましては、まだ今それをいろいろと調べたり考えたりという時点でございますが、たぶん何台かのパソコンとか簡単な作業ができるような机を配置するというようなことになっていくのかなというふうに、いろいろと今調べているところでございます。

高橋委員

それから、プラネタリウムですね、これについてもちょっと説明を。

(教育)八木主幹

今考えておりますものは、大きさで言いますと、現在の科学館にあるプラネタリウムとドームという意味ではほぼ同じぐらいをイメージしております。ただ、その図をごらんいただきますと今の科学館のプラネタリウムはドームが丸くて、床、部屋がそのまま丸いのですけれども、これは四角い感じの部屋の中にドームをつくるような形になりますので、空間的にはやや今よりは広い感じが出るのかなと思っております。中身の部分で言いますと、デジタル機器を導入することによりまして、プラネタリウムが星を映し出すのは当たり前のことではございますけれども、例えば地球を離れたところからの映像を見ていただくとか、今までできなかったような新しい演出ができていけると。またさらには、星だけにとどまらず、歴史とか、また、鉄道、自然といったものをテーマにしました映像を楽しんでいただくということもできるのではないかとということで、今いろいろと調べているところでございます。

高橋委員

前にも若干聞きましたけれども、プラネタリウムはピンからキリまであって、かなり価格帯も広いということでございました。現在はどの辺のものをねらっているかということをお教えいただきたい。

(教育)新博物館開設準備室長

現在、導入を考えておりますプラネタリウム本体機器でございますけれども、まだ確定したものは出せないのですが、希望としてはやはり現科学館で展開している機器よりはグレード的にアップしたものを入れたいというふうに思っております。ただし、委員がおっしゃるように金銭的に非常に価格差がすこぶる激しいという現状がございます。しかしながら、今これだけ科学水準が進んでおりますので、価格面でもかなりコスト的に下がっている傾向がございます。そういったところを鋭意情報収集いたしまして、業者と実施設計の中で詰め込んでまいりたいというふうに思っております。

高橋委員

金額はあまりおっしゃりたくないような感じなのですが、何百万円から何億円まであるわけですよね。おおよそつかみとしては2,000万円とか5,000万円とかというのはまだ話せないのでしょうか。

(教育)新博物館開設準備室長

全体的な大枠の予算額にも影響してくると思うのですが、私どもは、光学式であればおおむね現在ですと5,000万円ぐらいからというのがあります。しかし、メーカーによってはそれが2,000万円ぐらいで入るものもございます。そういう部分では金銭的に光学式は2,000万円ぐらいから動いていくだろうと。デジタル式になるとそれが1,000万円ぐらいで動いてくる。要は、結果としてお客様にとって今までのイメージよりも本当によくなったというような、そういうものをやはり追求していきたいというふうに思っているわけですし、光学式にこだわるつもりもございませんし、デジタル式にこだわるつもりも今のところはないのでございます。要はやはり価格帯よりも成果としていいものを探していきたいというところでございますので、非常に抽象的な答弁にしかありませんが、おおむね数字的にはそういうところで動いているということを一応報告させていただきます。

高橋委員

前にも話しましたが、こういうハード的なものというのは、一回買ってしまうと後からぼんとまた変えるというわけにはいかないもので、できるだけ選択肢のある中でよりいいものをと、抽象的になろうかと思っておりますけれども、慎重に選んでいただきたいというふうには思っています。

次に、2階ですけれども、実験室があります。この計画されている実験室の部屋の大きさと現在の部屋の大きさの比較ではいかがですか。正確でなくていいです。

(教育)八木主幹

現在、交通記念館の方にあります休憩室の方での関係ですけれども、おおむね90平方メートルになっております。

高橋委員

数字でなくてもいいのです。前より大きいのか小さいのかということです。

(教育)八木主幹

形としては、実はちょっと今の実験室に比べますと不思議な形にはなるのですが、面積的にはほぼ同じぐらい、ややちょっと小さくなるのかというふうに思います。

高橋委員

わかりました。それで、今の科学技術館の中身ですけれども、要するに備品として品物としていろいろ移設をする、持っていくということをお考えだと思うのですが、私の個人的な感想ではほとんどないかと思うのですが、例えば実験室に持っていくようなものについては使えるものはありますか。

(教育)八木主幹

委員がおっしゃるように、現在の展示物、かなり老朽しているものはございますけれども、今、新しい博物館の中で科学展示室をどんなふうに展開していくのかということをいろいろと調べて考えているところでございます。ですから、今科学館にある展示物も当然リニューアルなりをしながら持っていくものは出てくるだろうというふうには考えております。また、実験室等につきましては、科学館の実験台などはもう既に40年ほど経過しております。ですから、そういうものはもうどうにもならないというふうに考えておりますけれども、実験にかかわる器具類、例えばガラス器具のピーカーとか、電源機とか、こういったふだんも使っているものにつきましては、比較的新しいものでまだまだ使えるものでございますので、もちろんそういうものにつきましては移設をしていこうというふうに考えております。

高橋委員

それで、全体イメージでいいのですけれども、これを見ますと本当に点々としているわけです。それで、私が聞きたいのは、新たにできたということで、このエントランスホールから入ってきて、どういう動線でどういうふうに見せるのかということがすごく大事だと思うのです。それで、その辺をイメージできるようなものが今もしあれば教えていただきたいと思います。

(教育)新博物館開設準備室長

今回示させていただいた図面では、なかなか読み取りづらい部分があるかと思えます。現在示させていただける中で話させていただきますと、まずエントランスホールまではフリーゾーンとして確保したい、そのフリーゾーンの中に現在しづか号が置いてあるスペース、そのスペースから有料ゾーンというふうに考えているところです。大まかには1階部分は北海道の開拓と鉄道の役割を一つのメインテーマとして据えておきたいと。それから、2階の方に客が流れまして、2階の方では企画展示室あるいはその企画各展示室の使用面積に応じては科学展示室に転用していく、そういうような形で2階部分に人を流したい。さらには化学実験室、化学物理の実験室を一番奥まったところにつくりますので、そこでの実験室とさらに手前に配置してあります研修室を使つてのさまざまな実験・実習、それらを動の部分として使っていきたい、そういうようなことを現在イメージしているところでございます。

高橋委員

予算に絡むことについては、教育委員会所管ですけれども、やはり財政部になるというふうに思いますので伺いますけれども、例えばこれからある程度全体予算が決まっていくわけですね。その中で、せつかくつくるわけですから、やはり効果のあるもの、若しくはもう少し出せばいいものを買えとか、できるとかというふうになった場合に、財政部と当然打合わせをする、話をするという形になるのですけれども、その辺の予算的なキャパシティというのは、多少の範囲というのは持ち合わせているのでしょうか。

財政部長

特別余るくといいますが、のりしろになるようなものはあまり考えてはいないのですけれども、教育の方からいろいろな構想を聞いているので、その中で今後の社会教育施設としてとにかく市民の皆さんに喜んでいただけるようなものということの中で、我々としては最少の経費で最大の効果を上げていただきたいというようなことでお願いをし、できるだけやはり財政負担の伴わないような形で何とかしていきたいというふうには思っております。

高橋委員

非常に消極的な答弁になっておりますけれども、現科学技術館は売却の方向ということで答弁をいただきましたけれども、それはまた別問題で考えられているのか。これは当然新博物館のための財源として考えているのかどうか。この辺、考え方はどうですか。

財政部長

基本的には時期はずれるのですけれども、財源としては売却という方向で、それは当然もう念頭に置いた考え方

なのです。ですから、資産というものはいつでも売れるというわけではないものですから、当面は売却できなければ、それまでの間は一般財源なり起債なりという負担で対応していかなければならないという、そういう負担がしばらく続くわけで、あとはそれが売れた時点でただあてがっていくという格好で、我々としては頭からそういうふうに考えています。

高橋委員

市長に要望なのですけれども、せっかく新博物館ができるということで、厳しいのはわかりますけれども、少しでもねん出しいただいて、新博物館に財源措置をプラス幾らかでも、少しでもやっていただきたいと強く要望したいと思います。

市長

何回か教育委員会の方とも打合わせをしておりますけれども、せっかくつくるわけですから、ああ、いいものができたという評価をもらえるような、ぜひそういうものにしたいというふうに思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤（博）委員

それでは、3項目にわたって質問させていただきます。

キティホーク招待見学会について

まず最初に、港湾部に尋ねたいと思います。キティホークの入港にかかわりまして、新聞等によるとキティホーク招待見学会、そういった会が何回が行われるとのこととあります。これにかかわって尋ねたいと思います。まず最初に勝納ふ頭も含めてテープが張られているわけなのですけれども、改正ソーラス条例の目的、ここからお聞かせください。

（港湾）施設管理課長

改正ソーラス条約の定義なり目的につきましては、2001年9.11の米国の同時多発テロを受け、1974年の海上における人命の安全のための国際条約、ソーラス条約が改正され、テロ対策として国際航海船舶及び国際航海船舶が利用する港湾施設の保安措置が定められております。これを受けまして港湾管理者が国際航海船舶が利用する港湾施設について、フェンス並びにゲートの設置をはじめ、人及び車両の出入り並びに貨物の出入り管理を行い、船舶の安全確保を図ることとしております。

斎藤（博）委員

改正ソーラス条約についての評価は別として、大変厳しいゲート管理をされていまして、フェンス管理がされているわけなのですけれども、これは普通にゲートを通過するというのは、どういうときに通過することができるということなのですか。

（港湾）施設管理課長

改正ソーラス条約の制限区域内の立入りについてということだと思いますけれども、通常、立入りにつきましては常時立入り者と一時立入り者に大別されます。それで、常時立入り者につきましてはスタッフカードを確認させていただき、また、一時的な立入り者につきましては身分と目的も確認をしております。

斎藤（博）委員

そういう形に入れることができるというふうになっているわけなのですけれども、今回の新聞等に載せられておりますキティホークの招待見学会について尋ねたいと思うわけなのですけれども、この場合はどういうやり方で今おっしゃっているようなことがクリアされているかお聞かせ願います。

(港湾)施設管理課長

今回の米空母キティホークに対する招待見学者に対する対応でございますけれども、まず改正ソールス条約では、不特定多数の一般見学はできません。したがって、今回は招待見学会が実施されることになっておりまして、見学希望者には往復はがきで招待状が配布されます。それで、入場の際はゲート入り口でこの招待状と身分の確認を行い、入場させることと考えております。

斎藤(博)委員

この招待状の入手の仕方はどういう形が考えられているのかということと、それから今おっしゃっている本人の確認というのも具体的にはどういう形でやろうとしているのか教えてください。

港湾部長

まず先に話しておきたいのは、招待見学会を実行するのはあくまでも米艦側、そして実行委員会側がやることです。私どもは、先ほどから話してありますとおり、現在、制限区域を設けているフェンスの中に入るときのチェックという意味で、今お話がありました米艦側が招待をしたという招待状、それと身分証明を確認して制限区域の中に入れていただくというのがまず一つです。基本的にはそういうことになると。現在、前々回のような一般見学ができないということで、実行委員会側あるいは米艦側がお話ししていますのは新聞にも出ておりましたけれども、商工会議所が窓口になっておりますけれども、往復はがきをそちらの方に出して、そちら側から指定をした返信用の往復の「復」の方がそれぞれの申込みの方に配られるという形になっております。

それからもう一つ、それ以外の方法ということで、基本的には往復はがきですけども、商工会議所に見学招待状というものがあって、それを基に商工会議所ではそちらにとりにいらした方については、その招待状を住所、氏名、電話番号等を確認をしてお渡しをすると、そういうことをやるというふうには聞いています。

斎藤(博)委員

招待見学会をやるのはそういう主催者といいますか、そういう方がやるということですけども、私が聞いているのは、ゲートを通過させる業務というのは、これは小樽市の業務だろうというような理解に立っていますので。その延長でもう一つ聞きたいのは、本人確認の仕方という部分について、どういったことをお考えになっているかということなのです。それから、この新聞の報道によりますと、やり方はわかりましたけれども、1枚のはがきで5名まで記載していいですというふうになっていると聞いていますけれども、これは5人全員の本人確認が必要なのか、この辺についてどういうふう処理されているかを尋ねたいと思います。

(港湾)港湾振興室長

まず、本人確認の件でございますけれども、基本的には運転免許証なり、そういうものは公的な証明書があるのが一番かと思えます。それに準ずるようなもので、例えば、現場で対応していかなければならないとは思いますが、家族の中心となる主人が運転免許証を持ち、それから家族関係がわかるようなものがあるとすれば、それは一定程度その中で判断せざるを得ないということは思っております。

それから、先ほどの申込書の中で5名というのは、あくまで実行委員会側の意向としては、家族の場合には1枚で5名以内というふうに記入して申し込むことができると。家族でない場合には別葉にしていきたいと思いますということで申込みを受けるというふうに聞いております。

斎藤(博)委員

この本人確認というのは、やはり写真等による、写真というか、いわゆるパスポートとか免許証等の本人を厳密的に確認できる方法をとられるのかどうか。

(港湾)施設管理課長

なぜ写真のつかないものでもよいかということですけども、管理の方法につきましては、これは極秘事項なので公表できないことになっております。申しわけございません。詳しくはお答えできませんけれども、必ずしも写

真付の証明ではなっておりませんので、御理解のほどよろしくお願いたします。

港湾部長

基本的にそういうことなのですが、一つは、埠頭保安規程というのがありまして、これ自体がいろいろなレベルでの定めをしております。ですから、今ありましたとおり、本人の確認ですから基本的には写真があれば一番いいのだらうと思います、身分証明ということで。ただ、そうでない場合の身分証明というのもあり得るわけです。その場合に、入れるか入れないかの議論になったときに、現在の規程の中ではそれぞれ保安レベルのいろいろな段階を持っておりまして、必ずしも写真がなければならぬというふうにはなっておりませんので、私どもとしては、もちろん基本的には写真で確認したいという部分はありますけれども、それ以外の部分でも確認ができるのであれば入場いただくというふうを考えております。

斎藤（博）委員

いや、わかったというわけではなくて、私が改正ソーラス条約の関係で言うと、この間ソーラス条約に基づいていろいろ規制されていますので、当然そういう立場で処理が行われるのだらうというふうに思っていました。ただ、一般公開ができないのであれば本人確認なりがきちんとされていかないと、なし崩し的に一般公開になっていくのではないかというような心配もありますので、そこら辺のやり方について確認させていただきました。この部分についてはこれで終わりたいと思います。

市立病院移転の影響について

次に、経済部に何点か尋ねたいというふうに思います。

昨今、新市立病院の建設地をめぐるいろいろな議論が展開されているわけでありましたが、それに関連して何点か尋ねたいと思います。

一つは、いろいろなところで聞く話の中に、小樽病院がなくなって、これは今後 5 年先とかという話になると思うわけなのですが、その影響を大変心配するような意見も聞かされているところでもあります。5 年先だと言ってしまうとそれまでなのなのですが、今、小樽市の病院を建てる側の議論というのがされていると思うのですが、跡地利用について小樽市としてどういった考え方なり計画なり見通しの中でこの病院を移す作業が行われているのか尋ねたいと思います。

（総務）企画政策室長

病院敷地の跡利用ということでのお尋ねだと思いますので、私の方から答えます。

当然、跡利用ということになれば、現状は第二病院、小樽病院両方含めての考え方ということになるわけなのですが、今、委員の御指摘のとおり、建設に向けましては、現在、土地利用計画の変更手続に入っておりまして、最終的には今の予定では平成 23 年度中に新病院を開設したいというふうに考えております。ただ、今後、病院の開設時期あるいは移転の時期と具体的にはまだこの時期この時期という形にはなっておりませんので、その辺も踏まえながら跡利用については庁内で検討していくことになるのだらうと。ただ、具体的にどういう選択肢があるのかということからいいますと、一つは公的利用ということがありますし、もう一つは売却という選択肢もあるのかというふうに思っております。いずれにしても、慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

斎藤（博）委員

いろいろな不安といいますが、わからない部分での心配という一つに、小樽病院が引っ越してしまったらという、そのときに地域がどういうふうになっていくのだらうかということに起因する心配、これは地元的にはあっても仕方がないかなというふうに思っているわけでありまして。これはちょっと逆かもしれませんが、そういう話をする中に例の住吉中学校の廃校に伴った、これは教育委員会の問題なのですが、やはりもうちょっと先を読んだまちづくりの設計なりがあったらよかったというような思いも聞かされまして、今回、小樽病院が築港に移るといふふうになってしまうというか、建て直したときに生ずる結構広い面積の、まちの中の土地ですから活

用についてもやはり早い段階で市民の皆さんに見せられるものなら見せていく、そういったことが必要ではないかというふうに思います。ここは意見といたしますか、答弁は要らないです。

もう一つ、これは経済部に尋ねたいと思いますけれども、1日に1,000人ぐらいの外来患者があって、それから常時400人前後の入院患者がいるこの小樽病院、それから職員も全部で言うと500人前後の人間が働いて、それなりの物流はあるという。そういった病院の持っている経済的な影響といたしますか、そういった部分については調べようがあるのかなと。病院がなくなることによる経済的な影響を心配されている方もいるというふうに聞いておりますので、小樽市としてそういったあたりについてどういった押さえなり考え方をしているのかというのを尋ねたいと思います。

(経済)本間主幹

小樽病院移転に伴う経済的な影響ということでございますけれども、この間私も経済部としまして、小樽病院周辺の商店街、バス停がある住ノ江商店街、また、余市方向に向けた同じ国道沿いの入船銀座商店街、そして奥沢十字街から天神方向に向けた奥沢商店街、そして二つの市場、南小樽市場とか入船市場とか、またさらには生協南小樽店、そういったところがふだん病院関係者が日常的な買物の場として利用されているだろうと推測しているわけですが、この間何度か、市場、また、商店街の方々と病院移転の影響について話合いといたしますか、そういったことについて話題にしたことがございます。その中では、ほとんど影響がないといった市場の関係者の方もございました。ただ、多くは、自店のお客様の中にどれだけ病院の関係者がいるのかということがなかなかつかめていないといたしますか、そういった状況ですので、影響については全くないとは言い切れないといたしますか、ある程度の影響はあると思いますが、その影響の度合いについて正確にとらえ切るのは今の段階では難しいと考えております。

斎藤(博)委員

次に、病院からもちょっと離れるといたしますか、中心市街地の関係であります。今、小樽病院が営業しているわけですが、別の要素だと思っておりますけれども、中心市街地の店が閉まっているといった、そういった現象は起きていますし、続いているのではないかと、こういうふうに理解はしているわけなのですが、その中で中心の商店を営んでいる方の心配の中に丸井今井がいろいろな経過の中で店を閉めていなくなってしまった、そういったことが地域のあの辺の経済に大変な打撃を与えたという考え方に立っている。そして、その後の問題も解決できない、いろいろなことはやっているのでしょうけれども、現実的には跡も埋まらない状態が続いている。そういったところでの心配が、多少離れていても病院がなくなることにも、さらに心配をかぶせてきている、そのような印象がある。ここで、丸井今井が撤退した以降の中心市街地の全体的な地域に与えるマイナスの意味でしょうけれども経済効果、そういったあたりはどういうふうに押さえておられるか。それから、具体的に丸井今井の跡のテナントの誘致等について、今どういった状況になっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

(経済)本間主幹

まず、丸井今井小樽店が昨年10月に閉店いたしまして、翌11月にサンモールネオというショッピングモールを立ち上げて当時丸井今井小樽店にいた地権者5人の方が中心となって、現在、地下及び1階で約30店舗で営業してございます。1階部分が大手の婦人服ブランドが入店しているとかで、1階部分はなかなかいいというふうに聞いておりますが、いかんせん地下部分が半分程度しか埋まっていなくて、また、主力であります生鮮産品がそろっていないといたしますか、そういった状況でなかなか苦戦をしているというふうな状況にあります。しかしながら、現在、鮮魚店について出店交渉をしております、出店の意向のある方からは出店をしたいという返事はいただいているのですが、いつまでに出店ということで既存の冷蔵庫とかの施設設備を使えるものかどうかいろいろ準備段階ということで、早ければ7月の上旬にもまた出店したいという意向がありましたので、そういった中で地下の充実ということがあろうかと思っております。

確かに丸井今井小樽店が閉店したことの影響というものは、中心部の 3 商店街におきましても、商店主の方々から聞きますと、やはり通行量の減少とか販売額減少ということは聞いてございます。今後、施設全体の展開につきましては、小樽開発の顧問弁護士の方が中心となって債権者である金融機関等との協議を進めております。また、幾つかの大手企業から出店の打診があるとも聞いております。しかしながら、現在の施設の駐車場が立体駐車場で RV 車とか大型の車両がとめられないということもあることから、駐車場をどういふふうに改善していくかということが、まずネックとなっているというふう聞いております。いずれにしましても、あの施設が中心市街地の活性化にとってよい方向になるように、顧問弁護士の方、小樽開発とも十分に協議しながら、そしてできるだけの後押しといたしますか、そういったことはしてまいりたいというふう考えております。

斎藤（博）委員

仮にといいますか、築港に新しい病院を建てるということは今ある小樽病院は廃止といいますか、閉館といいますか、そういったことによって生ずるであろう地域的な問題とか、従来の中心市街地に対する経済的といいますか、経済活動なり地域を見ていった場合、そういった部分について特別の対策をしていく必要性というのを現時点において何か考えられております。そのことについて一定必要性があるという考え方に立っているのか、立っていないのか。これについて考えがあればお聞かせいただきたい。

（経済）本間主幹

今のお尋ねのまちづくりのあり方ということにもかかわると思いますが、今、国におきまして中心市街地活性化法、まちづくり 3 法が改正されまして、今後はコンパクトシティということで、まちの中心部に公共施設とかそういったものを集約していくという動きがございまして。また、まちの中において居住人口をいかに増やしていくか、そういうことも国の方で後押しをしていく施策がこれから出てくるだろうということがございまして。

また、経済部関連といたしましては、まずは、やはり先ほども申しました中心市街地の核的施設である稲穂 1 丁目の丸井今井跡の施設を何とか次のテナントといいますか、スポンサーが見つかって、それに伴いまして経済産業省の方でも戦略的中心市街地商業等活性化支援事業という大きな支援事業もございまして、そういったものの活用もにらみながら、何とか一方の中心市街地活性化に向けた支援をといいますか、努力していきたいというふう思っております。

斎藤（博）委員

要するに、今の考えからすると、病院の統合移転に伴う特別な手だて、地域的な対策等については検討されていないというようなことで理解しておいてよろしいでしょうか。

（総務）企画政策室長

今、委員が御指摘のとおり、一つは経済的な側面といいますか、物販とか商業とか、そういった側面からの見方というのはあるかと思えます。ただ、常識的にといいますか、あそこに何か大型の商店を何か持ってくるとか、そういったことにはまずならないだろうというふうには想像はつきまします。

ただ、もう一つの考え方といたしましては、ここ数年、これは私も小樽の人間ですから何て言うか、昔はどちらかといえば問屋街というまち並みだったというふう思うのですけれども、ここ十数年といいますか、大変交通の利便性ということも含めて、マンション、住宅系のいろいろな建物が建ってきて、昔から見れば少しまちの位置づけも変わってきたのかというふうにも感じられる部分はあります。そういったことからしますと、小樽病院の跡地、7,000 平方メートル近くの大変広い敷地ですから、そういったまちのつくりも含めてどういった位置づけになっていくのか、そういったことも踏まえながら、市有地ですからどういふ活用がいいのかという、そういった視点も含めての検討が必要なのかというふうには思っております。

斎藤（博）委員

そういった議論も病院側と私なんかは時期の問題、コストの問題と医師の確保の問題、それから新しい病院の役

割の問題、これについていろいろ議論しているわけですが、やはり一つの側面としてあの地域をどうしていくのかというような議論をやはり具体的に示すということで、側面的には新しい病院をつくっていくためには必要ではないかと思っておりますので、今後そういった角度の議論も進めていただきたいと思います。これは要望ということをお願いしておきます。

消防体制について

消防の方に尋ねたいというふうに思います。

先月末に消防の新しい計画書をお見せいただきました。長期的に小樽市の消防体制をこういうふうにしていきたいというようなことだと思います。その中でちょっと気になったことがあるので二、三尋ねたいと思いますが、一つは基本的な計画の背景に小樽市の人口の減少というようなことを具体的な数字も挙げて示していただいているわけなのですが、これはいろいろなところで議論されておりますけれども、長期的な人口だけではなくて、家並みといいますか、そういった部分との兼ね合いというのは当然出てくるわけですし、人口が減ってまちが本当にそのまま小さくなっていくなら、これにこしたことはないわけですが、人口が減ることが必ずしもまちの規模が小さくなっていくとか、まち並みが小さくなっていくわけではなくて、大量の空き地とか、空き地ならまだいいのですけれども、空き家が残っていつているという現実も一方であるわけなのですけれども、その辺についてこの計画を考えられるときに、人口減少の進行とともにたぶん予想される空き家の増加ということについて、どういったふうにお考えになっているかまずお聞きしたいと思います。

(消防)総務課長

長期構想の中で将来的な人口を推計してつくっているわけですが、人口の減少がそのまま例えば火災の減少とかにはつながらない、建物が残れば空き家という状態で残っていつているということですが、確かに人口が減った、そのまま家の数も減った、規模が小さくなったというふうにはならないというふうには考えております。空き家というものがまた出てくることも考えられます。空き家対策も十分検討していく必要があると思いますけれども、まず火災の原因について考えますと、人の不注意とか取扱ミスといった人為的なものが非常に多いということですので、やはり人口の減少が火災の減少にはつながっていくのかと、そのように考えております。

斎藤(博)委員

次に、今回、新しい計画をつくる際の一つの考え方のベースに国の新しい基準というようなものが置かれているというふうに思います。ただ、見せられた資料からいいますと、例えば小樽市の消防自動車の必要台数なんかは現行よりも少なくないのではないかというような結論が導かれているわけですし、必ずしも小樽市の現状なり実態と国の基準というのはマッチしているのか疑問があるわけなのですけれども、まずこの国の基準というものがどういうふうにつくられているものなのか。とりあえず、この小樽というまちの特徴との兼ね合いで、この計画にどういうふう小樽のまちの特徴が反映されているのか。この二つについて尋ねたいと思います。

(消防)総務課長

国の新しい消防力の整備指針の基準ということでございますけれども、国の基準は人口を基にして計算しているものでございます。小樽市におきまして、この国の基準を基本といたしまして、あとは小樽市の地理的な特性、そういったものを考慮して考えているものでございます。

斎藤(博)委員

これからいろいろ議論といいますか、経過をたどることになるかと思いますが、最終的に消防署については7か所ですか、そして正規の配置が18台、それから予備車7台の25台体制にまで絞っていきたいというようなことをお考えになっているわけなのです。その評価の部分はこれからの議論だと思いますけれども、とりあえず7か所の消防署にどういった種類の車を何台ずつ配置する、そしてこの18台プラス7台の予備車、25台体制という

のがつくられているか署所ごとの内訳を教えてください。

(消防)総務課長

それぞれの 7 か所の署所の配置車両ということでございますけれども、まず銭函の方から答えます。銭函にありましては、中型タンク車 1 台、ポンプ車 1 台、救急車が 1 台。朝里につきましてはタンク車 1 台、ポンプ車 1 台、救急車 1 台。消防署警備にありましては、中型のタンク車 1 台、ポンプ車 1 台、救急車 1 台。救助隊にありましては、救助工作車 1 台、はしご車が 2 台。花園出張所にありましては、中型のタンク車が 1 台、ポンプ車が 1 台、救急車が 1 台。これは手宮と高島ということをお考えしておりますので、新しい手宮・高島ということでございますけれども、化学車が 2 台、ポンプ車が 1 台、救急車が 1 台。長橋・塩谷でございますけれども、大型のタンク車 1 台、タンク車 1 台、ポンプ車 1 台、救急車 1 台。蘭島にありましては、タンク車 1 台。現在のところはこのような考えであります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時55分

再開 午後 3 時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

菊地委員

ひき船の使用料改定について

私の方からは、議案第17号にかかわって何点かお聞きします。

ひき船の更新に伴ってその使用料を改定するということですが、その新しい使用料については、何に対して基準として出したものかについてお聞きをいたします。

(港湾)施設管理課長

このたびのひき船料金の設定につきましては、道内他港の3,500馬力クラスのひき船の料金を調査した結果、苫小牧港で運航している3,500馬力のひき船料金しかございませんでした。したがって、これと同等の料金を設定したものであります。

菊地委員

今、苫小牧港の例を出しましたけれども、そのトン数のくくりと、それから使用料は全く同じものかどうか。

(港湾)施設管理課長

はい、全く苫小牧港と同じでございます。

菊地委員

たしか石狩湾新港とひき船を貸したりとか、そういう言い方は間違いでしょうけれども、同時に使ったりするということも説明されていたと思うのですけれども、石狩湾新港にも3,500馬力はあるのですね。

(港湾)港湾振興室長

石狩湾新港の方は今般ひき船を変えまして、今2,000馬力なのですけれども、今度新しく3,600馬力のひき船を入れると伺っております。

菊地委員

そうすると、石狩湾新港の使用料との関係では、その辺はどうなっているのでしょうか。

(港湾)施設管理課長

ひき船料金の改定に当たりましては、新港とは連携して改定することを基本方針として、たび重なる調整をしながら進めてまいりました。

(港湾)港湾振興室長

石狩湾新港ともトン数ごとの料金というのを話し合いをしながら、同じことにしようということで相談をしてきていたのですが、一応5,000トン未満のところ、石狩湾新港の方は非常にそこに該当する船が多いということで、今までの経緯もあるので、アップ率があまり高くなりすぎるといって、その部分で小樽港よりは若干違うランクの料金表を設けたいということでございます。それ以外は、全く同じでございます。

菊地委員

石狩湾新港では1ランク設けるといって、それによって小樽港の入港船がそちらに行ってしまうというか、そういう心配は特にないでしょうか。

(港湾)港湾振興室長

そのことをもって小樽港に入る予定の船が石狩湾新港に向かうということはないと思います。

菊地委員

それで、2,000トン未満の船、それから3,000トン未満の船は若干高くなって、5,000トンの船とか7,000トンの船は安くなるという料金表なのですが、実際、料金改定にかかわって影響の出る港湾関係者とは、どのような協議でどんな声が上がっているかについてお聞かせいただきたいと思います。

(港湾)施設管理課長

港湾関係事業者につきましては、事前に文書で改定内容やそれから意見をお願いしておりました。現時点までは意見等がございませんので、理解を得ているのではないかと、そういうふうに理解をしております。

菊地委員

実際に料金改定になってからどういう意見が出てくるかということはまだわからないこともあろうかと思いますが、ぜひ理解を得るための努力もこれから引き続きしながら、スムーズに移行するようにしていただきたいと思うのですが。

港湾部長

それぞれの業界にさまざまな機会がございますので、こういった話もさせていただきながら、御理解をいただけるようにしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

新谷委員

市営プールについて

初めに、市営プールにかかわって伺います。

準備会の総会が5月30日に開かれまして、各会派にも再々開発の図面が示されました。その総会の後、市の関係部長会議が開かれたと思いますが、これはいつ開かれたのですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

5月31日に開催してございます。

新谷委員

そこで教育部長が準備会でこの案を了承したのですか。

教育部長

関係部長会議の中で今回の事業成立に当たって、プール導入ということはなかなか難しいというようなことまでございまして、部長会の中では難しくなったということの全体の方向性をその場で確認をしたというふうに聞いております。

新谷委員

方向性を確認したということですが、了承したということではないですね。それで、昨日の予算特別委員会での答弁をどなただったかわかりませんが、聞いておりましたら、プールが来年の3月31日までは使えるのだと、こういうふうにおっしゃっていました。

しかし、ここでちょっと伺いますけれども、都市再開発法第7条の12ではどういうふうに書いていますか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

済みません。条文を持ってきておりませんので、申しわけありません。

新谷委員

事業計画に対しては公共施設管理者の同意が必要だということが書かれております。すなわちプール廃止に同意しなければ3月31日までは使える、このようなことは言えないわけです。しかも、教育委員会でそれを決めてはおりません。先月の教育委員会を傍聴いたしましたが、皆さんそれぞれ教育委員の方は残してほしい、あるいは残すべきだという議論がされておりましたのに、早々とこの教育委員会の結果も踏まえなくて、来年3月31日までは使えるのだと、このように言うのはおかしいのではないですか。

教育部東田次長

昨日の私の答弁なのですけれども、それにつきましては、例えばという話がまぐら言葉にあったと思います。それで、一番直近でいつまで使いきれののだと、そういうふうに認識したものですから、私どもとしては条例廃止も含めて、例えば条例廃止の期間をいつにするかによりますけれども、年度内は使えますと、そういう答弁をしたというつもりです。ですから、今言ったとおり、教育委員会にはまだ諮っておりませんし、そういう意味では一般常識的に答えさせていただいたということでございます。

(建設)まちづくり推進室長

都市再開発法第7条の条文をきちんと説明できなくて申しわけございませんけれども、公共施設の管理者というのは、公営下水道のそういった形の公共施設の管理者ということで御理解いただきたいというふうに思います。

新谷委員

組合の認可は知事が行いますが、いつごろの予定ですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

スケジュールでございますけれども、今予定しておりますのは、議会終了後に都市計画決定の手续に入ろうと思っております。おおむね今の予定でございますけれども、本年の10月ごろに都市計画決定を打てるのかというふうに思っております。その後、組合設立認可の申請を行いますので、認可につきましては、今の予定では年明け1月ごろかというふうに考えているところでございます。

新谷委員

10月ごろをめどにするということは、先ほど条例の廃止を出さなければならないということでしたけれども、9月の第3回定例会で出さなければ間に合わないということですね。手続上はそうですね。

教育部東田次長

スケジュールがしっかりそういうふうに10月になると決まれば、10月に都市計画決定を打つというふうになれば、私どもとしては9月に条例廃止案というのを出していかなければならないというふうに認識しております。

新谷委員

教育委員会のそういう考えがやはり市の再開発の中で主体性がない、いつもそういうふうだと思います。再開発における市の補助金は五、六億円ということですが、5月8日の建設常任委員会で建設部長は市の持ち出しはないということを答弁されておりました。再開発法で権利変換はそれを補償金でもらえるという方法がありますけれども、つまり五、六億円の補助金で持ち出しがないということは、それだけの補償金をもらえるということですね。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

今、準備会から示されているのは、おおむね今新谷委員がおっしゃられたような内容になってございます。

新谷委員

再開発には補助金というのは必要なのですが、しかしプールは前々から言っておりますが、市民の本当に大切な公有財産であるわけです。ですから、これで得た補償金、五、六億円ということですが、これをそっくり、昨日の答弁を聞いていましたら、5億円ぐらいでプールができるということですから、市の土地もありますから、そちらに持って行ってつくればいいのではないですか。本当は教育委員会としてはそう言いたいところではないのかと思いますが、いかがですか。

教育部東田次長

先ほども答弁してはいますが、教育委員会の主体性がという部分でございましたけれども、私どもとしては常にこの議論経過を聞いている中で、市長部局の方にはそのプールの存続というのを含めて要請をしまいたわけですので、主体性がないということではないと。

それともう一つ、昨日から私は仮にということではございますけれども、現時点ではまだスケジュールが全く決まった状態で引導を渡されておりませんので、そういう発言に終始なっているということは御承知いただきたいと思っております。

それで、お金があればプールを建てるのならどうだと、教育委員会はそう思っているのだろうということですが、もちろん財源が潤沢であれば、そういう意味では新たなところに適地があれば何とかつくっていききたいという、教育委員会としてのスタンスはもちろん残しているつもりであります。

新谷委員

適地というのはあるのです。学校跡地とか、そういうところもありますから。

それから、これは本当に仮の場合なのですが、プールを建設する場合、現在と同規模のプールを建設した場合、補助金は幾ら出るのでか。

(教育)室内水泳プール館長

現在ある国の補助金につきましては、交付金という形で制度が変わってきておりますが、水面積当たり単価として約63万円程度の金額が補助対象額となりまして、その3分の1が交付金の形で出るという制度になってございます。

新谷委員

だから、総額幾らですか。

(教育)室内水泳プール館長

現状のプールの面積で計算しますと、約7,500万円程度になるのかと思われます。

新谷委員

7,500万円の補助金が出ると。先ほど(仮称)新博物館に係って質問をされたときに、財政部長は科学館を売却したら資金はできると。その間、起債で行うと、そのように答弁されておりましたけれども、この科学館も大事だと思うのですが、博物館も大事だと思うのですが、同様にプールだって非常にこれは市民にとっては大

事なものなのです。プールはまさに市民生活と直結していて、何度も何度も言いますが、ここを利用することによって健康維持ができ、医療費がかからない、こういうことを言っている方もありますし、そういうことは結局すなわち国保料の引下げだとか、医療費の引下げにつながっていくわけです。ですから、こういう点では単に遊びとか、スポーツだけということではなくて、市民の健康保持に大変役に立っているものですから、やはりこれは非常に大事な施設であるわけです。だから、そういう点で博物館と目的はもちろん違います。同様にプールだって非常に大事な目的を持った公共施設、教育施設、そういうふうになるのでないですか。

教育部東田次長

委員がおっしゃるとおり、市民の健康増進とか医療にかかわる介護予防の関係とか、さまざまな実情といたしまして、使い方をされている社会教育施設であることは事実でありますので、もちろん私も教育委員会としては、プールが必要ないものであるというふうには思っておりません。しかしながら、小樽市内にはプールということだけをいえば、民間プールもございますし、学校プールもございますので、そういう観点から私どもの中では、もちろん室内水泳プールがなくなったら困るわけですが、そうは言いながらも、いわゆる市民の健康増進部分、それから水泳の普及とか競技力の向上という観点に立ったときには、代替の施設も周りを見渡したときにはあるという認識はしているということでございます。

新谷委員

けれども、プール存続の手をかけたと言っていたでしょう。なかなかそういうふうに今までのように今の室内水泳プールのように気楽には使えないと思いますね。それで、どうしてもだめな場合は、ほかに建ててほしいという要望も出ていますけれども、やはり今の既存の施設では吸収できない部分、料金やいろいろな面で、障害者の方の問題、さまざまありますから、そういう点で別に建ててくれるのであれば非常にうれしい、ありがたいというふうに言っているわけです。そういうことで財政部長に先ほど聞いたのですけれども、財政部長はどういうふうに考えているのですか。

財政部長

施設の理念としては、委員がおっしゃるように、私も理解はできます。しかし、今着手をしようとしている新博物館であるとか、これは非常に緊急性の中で取り組まざるを得ない。あるいは、重要文化財の3番車庫にしても、緊急性の中で取り組まなければならない。あるいはまた、何回も申し上げておりますけれども、桃内の廃棄物最終処分場の2次拡張整備も、これももう10億円以上恐らくかかるだろうという取組、これはもう本当に大切だと思います、とめられないですから。そういったもの、それからまた、直近で出てまいりますのは、北しりべしへの今のごみ焼却施設及びリサイクルプラザ建設の償還の負担金、これもどんどん出てくる。あるいは子供たちのための共同の調理場とか、市民生活になるべく近い部分からやっていかなければならないと、そう判断せざるを得ないというのが私たちの立場だということを御理解いただきたいと思います。

新谷委員

そういうのは否定しません。学校の給食の統廃合、それはちょっと意見はありますけれども、しかしそれと同様に大事なものだ。公有財産の効率的運用を図るといふ、そういう地方自治法の部分がありますけれども、そこでは施設等の取得、解除についての配置転換あるいは共同利用などの効率的な運用が問題になるというようなことも書いてありますけれども、やはりそういう点から考えても、私は売ったお金でそれを使って建てればいいのではないかと思うのです。では、その補助金はどうするという問題があると思うのですけれども、やがては新たに5億円の補助金を出すとしたら、110戸のマンションの固定資産税とか、あるいはホテルの固定資産税とか、そういうような市税が収入で元を取れるというふうを考えているのではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

財政部長

今すぐそれを考えて私の立場として再々開発をやるとかということではございません。もう今のままであの場所

がああいうことで放置されていいのかという、この小樽のまちにとってそれこそ緊急なことだと思うわけです。その中でプールの議論というのはあるのですが、しかし今回の場合のように、民間が主体で再開発をやっていたら、小樽市としても取り組むことはできませんから、そういう中で一刻も早くやっていただくのだということの重要性を考えれば、ぜひその再々開発事業というものは成功させてもらいたい、させなければいけない。そのためには、その事業の中に組み込む、いわゆる公的資金としてはやはり市の分も考え、あるいはそれに応じて国もそうでなければ出てまいりませんので、そういった中で再々開発の重要性という観点から考えて、必要性というものは私なりにあるのだというふうに思っております。

新谷委員

だから、その負担金。それを活用して建ててもらいたいと、こういうふうに言っているわけですが、今たくさんの方から署名が集まっていますけれども、一方的にそういう意思を無視して廃止してしまうというのは本当に認められないと思います。条例ではあそここの場所でうたっていますけれども、ほかの場所に移すというのだったら、これはわかります。全くそれは今考えられないということですか。

助役

財政部長から事業優先の話もさせていただいたわけですが、繰り返してみたい話になりますけれども、駅前再開発にはどうしても市の補助金が必要と。そして、国の補助金と抱き合わせて、事業の成立を図らなければならない。これはもう緊急課題ですね。その6億円というニューマネーを出せるかということ、今明らかに出せないわけです。これは起債も該当しませんから、本当の純のニューマネーで対応しなければならない補助金になる。そうすると、その財源としてはやはりその今市が持っている床の権利金で分を充てざるを得ないというのが、この市が公共事業として取り組む事業成立の一つの枠組みがそこにあるということです。ですから、次にプール建設の問題をどうするか。これは残ると思うのです。それは事業の優先度の問題、市の財政状況の問題、そういうことを考えながら、中・長期といいますが、次期総合計画も19年からあるわけですから、そういうような中でどのような位置づけがされるかというのが、また議会をはじめ市民の皆さんの御意見を聞きながらそういうプランをつくっていく、こういうような形になるのではないかと、こんなふうに思っております。

新谷委員

事業の優先度ということもあると思いますけれども、例えば7,500万円の補助金、それと抱き合わせて起債した場合、どういうふうな償還のシミュレーションになるのか、そのあたりもぜひ示していただきたいと思います。それは要望します。

指定管理者制度について

それから、指定管理者の問題なのですが、資料を出していただきました。この中で去年の第2回定例会で指定管理者制度の問題を質問いたしましたが、利用者の声についてはアンケートなどの実施を求めるといっておっしゃってありました。しかし、これを見ると、まだそういうふうになっておりませんが、集約方法を検討中というのも結構ありますけれども、これはどういうふうに行っていくつもりですか。

(総務)笠原主幹

利用者アンケート等についてでございますけれども、資料で配布してあるとおり、七つの施設で実施しております。記載のとおり、それ以外の施設は現在検討中ということになってございますけれども、先ほどお話のありましたとおり、昨年第2回定例会で条例案等を出した際に、協定書の中で利用者の意見を聞くということを盛り込むということで、現在、各施設指定管理者と締結した協定の中では、利用者の意見を聞いていくという方法を指定管理者の求めがございまして、ここで検討中となっておりますけれども、引き続き各所管両部局も速やかにこの意見集約について指定管理者と協議するように話したいというふうに考えております。

新谷委員

この中で、銭函市民センターは、なかなか理事会でも意見に対して対応を討議しているということで、よく頑張っているというふうに思うのですが、銭函市民センターの指定管理者の決定の経緯、それから委託料をどのように決めたのか伺います。

(総務)笠原主幹

銭函市民センターの指定管理者の指定の経緯ということでございますけれども、指定に当たりましては、まず小樽市公の施設の指定管理者に関する条例がございまして、この中で第 2 条に規定しております指定管理者の選定方法、こういうものがございまして、原則としては公募ということになってございますが、公募によらないでできるということも書いてございまして、この中には公の施設の性格、規模、機能等を考慮して、公募によることが適当でないと認める場合には、任意選定によって指定管理者を選定するということができるとされております。選定基準といたしましては、条例に三つ書いてございますけれども、当該施設の管理を安定して行うことができること、それと当該公の施設の効果的かつ効率的な管理ができること、それから公の施設の使用について、公正性及び公平性の確保ができることという、これらをベースに任意選定をしてございますが、なお銭函市民センターにつきましては、地域協働の政策目的を有する施設の管理運営を行うために地縁団体等に働きかけを行い、地縁団体又は管理運営を目的として設置された団体を指定管理者にすることが適当であるという指針がございまして、その指針に基づきまして選定したものであります。

(市民)銭函サービスセンター所長

18年度からの施設管理経費でございますけれども、銭函連合町会の方では長年、管理・運営について委託されておりましたので、その中で過去の委託料を参考にしまして、必要経費、項目ごとに積算した金額の合計額で出しております。

新谷委員

暖房料はどういうふうに反映されていますか。

(市民)銭函サービスセンター所長

暖房料につきましては、総額で85万円ということになっております。

新谷委員

ここの建物が古いということもあって、非常に寒いということで、そういう苦情も利用者から上がっているということなのですが、昨年から灯油の大幅な値上がりで、なかなか管理者の皆さんも苦勞されているようなのです。その委託料の中で賄わなければいけませんから、この辺では非常に指定管理者となって新たな苦勞というのが、それもあるようなのですが、こういう協定の中では物価水準あるいは賃金水準、そういう変動によって上限額を変えることができるというふうなところがありますね。したがって、来年の灯油の状況はどうなるかわかりませんが、いずれにしても、そういうふうにご利用者の皆さんが非常に寒いと言っておりますし、管理者の皆さんも苦勞しているので、その辺は少しこの上限額を上げて対応していただきたいというふうに思うのですが。

(市民)銭函サービスセンター所長

今、灯油が問題になっておりますけれども、大体 1 バレル 70 ドルぐらいです。それが下手をすれば 75 ドルとかになっていくと、急激な変化ですので、それらの場合については銭函連合町会の方たちと話し合いをしながら、その部分についてどういうぐあいにやっていくかということもやはり聞いていかなければならないと、そう思っております。

新谷委員

ぜひお願いいたします。その枠の中で頑張ってもらいたいというふうにはお願いいたします。

公共施設の公衆電話について

それから、銭函市民センターの公衆電話が取り外されました。聞いてみましたら、ほかの施設も公衆電話がなくなったということなのですから、どういうところで取り外したのか、その理由を教えてください。

(総務)総務課長

今の御質問は全体的な施設ということでありましょうか。うちで一部押さえている部分がございますので、小樽病院、第二病院の関係は除いてでございますけれども、17年度の状況でございますけれども、実は公衆電話については委託契約でございまして、1年間の使用料の月額が4,000円に満たない場合、損益の分岐点と申しますか、携帯電話等の普及によりまして、いろいろのところがございますから。それで、実際外したところ、17年度の部分では市役所の別館の1階ロビーのカード式、4階、5階、消防本部、分庁舎、公設の水産卸売市場、いなきたコミュニティセンター、銭函市民センター、葬斎場、市民会館、保健所、外航船客公共待合所、博物館、生涯学習プラザ、総合体育館の1階、新光共同調理場、これは17年度に廃止となった箇所でございます。

新谷委員

この中で子供や高齢者がよく利用される施設というのは、どういうふうに押さえていますか。

(総務)総務課長

施設の性格からいきますと、いなきたコミュニティセンター、銭函市民センター、生涯学習プラザ、総合体育館も含め、そういうものは利用が多いとは思いますが。

新谷委員

勤労女性センターはピンク電話が置かれておりますが、この電話代は幾らになっておりますか。1か月ずつ5か月分ぐらいでお願いしたのですが。

市民部次長

ここににつきましては、基本料金が大体3,000円、それからあと使用料で600円ぐらいということで、1月当たり3,600円ぐらいの支出になっております。

平均で今の600円ぐらいが使用料ということで、あと基本料金が3,090円ということになっております。

新谷委員

勤労女性センターでは4,000円に満たないけれども、ピンク電話を置いて利便性を図っているということなので、いなきたコミュニティセンターも事務室を借りるということは実際にあまりないようなのです。それは、下に店があったりするので、そこを利用してくださいと言ったら、そちらへ行くということなのですが、銭函市民センターにこだわりますけれども、ここは周りにもそういう店もないですし、それからここから外に出たら本当によくわかると思うのですけれども、借りるところがないのです。事務室に借りれば良いと言うけれども、これはなかなか借りづらい。実際にさっきの資料を出していただきましたけれども、公衆電話についての要望というか、そういうのも出ていますし、同じ市の中で3,600円、勤労女性センターではそのぐらいの使用で置いているのに、ほかには子供や高齢者が使うのになくするというのは、これは非常に不便をかけているわけですから、その辺を考えて、ぜひこの子供や高齢者がよく利用するこういう施設から、本当は全部置いてほしいのですけれども、どうしてもという場合には、ほかに使うところがなかったら設置していただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

市民部長

今のお話でございますけれども、私どもとしては、先ほどの勤労女性センターのような例もございまして、もう少し実態も調べて、どの程度の方が利用されるのか、先ほどのように使用料が600円に満たない金額で基本料金を払うということになってございますので、そういったことも含めて、皆さん方が施設を使うときに、どういう形でどの程度の頻度で使われるのか、その辺のことも使われている団体等の中からも聞く中で、できれば私ども事務室の中で使いやすいという雰囲気はあれですけれども、支障がないような形で事前にPRをするとか、使用されております団体の方に周知をしながら、事務室を使っていただくというのも一つの方法かというふうに思っております。

すので、そういったことで御理解いただきたいというふうに思います。

新谷委員

今の市民部長の答弁を聞きますと、何だか勤労女性センターからもなくしてしまいそうな気配ですよね。確かに、500円、600円ということですから、頻度は高くないのです。けれども、ないと困る人たちがいるでしょう。みんなが携帯電話を持っているわけではないだし、それにあまり小さいうちから携帯電話を使うと、脳に悪いという、そういうことも言われていますし、いろいろなことがありますから、いずれにしましても、子供や高齢者、携帯電話を持っていない人も多いですから、そういうものは利便性を図るのが、市としての仕事ではないですか。

市民部長

確かに利便性もありますが、私ども勤労女性センターは実は放課後児童の子供たちも預かっているという、特殊事情もございますので、そういったこともひとつあるのかというふうに思います。ですから、私どもとしては電話だけでなく、いろいろな意味で市民サービスということを考えていかなければいけないと思いますけれども、今まではそういった形で入りづらい雰囲気もあったかと思えますけれども、そういった状況の中で、また先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、利用者の方にも使っていただく中で、私どもとしては、その使用料をいただいて収入としていただくこともできるということもございますので、その辺の事情を説明しながら、利用者の方に不便がないような形で事務室等の電話を使っていただくと、そんなこともPRしていきたいと、そういうふうに思っております。

新谷委員

公衆電話がないので、事務室を使ってくださいというPRをするのではないかとというふうに思うのですが、私、本当にさっきも言いましたけれども、周りに電話がないところは本当に不便なのです。だから、そういうところは一律に外すというのはおかしいと思うのです。1か月4,000円、3,000幾らの負担になりますけれども、どうなのですか。それぐらいできないのですか。しつこく聞きます。検討してください。

総務部次長

本論といいますか、公衆電話の廃止につきましては、小樽市が独自にどんどん減らしているということではなくて、携帯電話の普及によりましてNTTが事業方針として、事業部で金がかかりますので、合理化の中で廃止の方向にあって、毎年利用率によりまして、どうですか、外せませんかということが来て、うちの方で調査してやむなく廃止すると聞いています。これが一つあります。ピンク電話をどうするかというお話ですが、やはり年間4万円ちょっとかかっていますので、4万円何がし、今、指定管理者制度になっていますので、その委託料の中で出していくか、燃料にまわした方がいいのか、その辺ありますので、銭函の運営委員会、非常に機能しておりますので、そちらの方に投げかけしてみたいと思います。

新谷委員

NTTの方針だということはわかるのですが、その分市が補てんをしてやっていただきたいと思うのです。指定管理者だからといって、何もかにもその枠の中で責任を持つとなったら、本当に管理する方も大変ですから、しかも銭函市民センターの場合は公募ではなくて、こちらから頼んだわけですから、管理者の方々もそういう点では苦勞されていますので、ぜひ管理者の責任だけに押しつけないようにしていただきたいと思います。

(総務)笠原主幹

ただいまのお話の中で、銭函市民センターに指定管理者を導入するに当たって、私どもの方からお願いをしてというようなお話がございましたけれども、指定管理者を任意で設定したというのは事実でございますけれども、あくまで銭函連合町会の方から事業計画書の提出を受けて、それに基づいて選定したということだけは御理解をいただきたいと思います。

新谷委員

それはわかります。けれども、町会として責任があるからつけたわけです。こういうのは好意的に考えていただきたいと、そういうふうに思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小前委員

今年の冬は大変な雪で、どこでも除雪が大変だったのですが、1月20日ぐらいに稲穂5丁目の方から電話がありまして、除雪車が入らないので昨晩灯油が切れて死にそうになったということでございました。それで、業者の方が塩谷街道に車をとめて、両手に灯油缶を提げて3回往復して6缶入れてくれたので、助かったのだけれどもという泣きながらの電話でございましたのですが、見に行きましたら、かなり坂道のきついところのてっぺんに10軒ぐらいの住宅があるところでございました。それで、高台ですので、景色はとってもいいのですけれども、ここまで小樽市の除雪車が入らなければいけないというのは、私は大変なことだと思って見てまいりました。

冬期の除雪状況の市民に対する助言について

そこで、家を建てたいと市に許可をお願いに来た場合に、業者でなくて、建て主に冬期間の除雪の問題はこういうふうになりますというような助言をされているのかどうか尋ねたいと思います。

(建設)雪対策課長

冬期の除排雪状況を確認申請時に話しているのかしていないのかという御質問かと思いますが、これにつきましては、現段階では行っておりません。ただし、個別に雪対策課の方に来られたときには、冬期の状況を話してございます。

小前委員

これからは、除雪の問題はきちんと了解してもらうことは不可欠な問題ではないかと私は思います。除雪は町内会長とのつながりともかかわる問題ですが、この冬に非常にトラブル地域とか、なかなか除雪車が入らないような道路に面した住民の方々に、今この時期に、冬の雪の問題をどうするのかというような会合を開いて指導したり助言をしたり、融雪溝をつけたらいかがですかというような指導や何かはなさっているのでしょうか。

(建設)雪対策課長

今年度につきましては、早期の除雪懇談会をまもなく行う予定であります。またその中で御意見・御提言をもらい、除排雪水準等の検討を行ってまいりたいと考えております。これにあわせて、委員の御提案についても検討してまいりたいと考えております。

佐々木(茂)委員

子ども110番について

子ども110番の関係でございます。昨今児童が通学するときにいろいろな被害に遭うということを受けて、子ども110番の家というふうな形でステッカーを張っていただくというふうな協力のものがあると思います。本市においては、どのぐらいの協力件数があるのか。まずお知らせください。

(教育)生涯学習課長

今年度を含めまして、これは市のPTA連合会が取り組んでいる事業でございまして、これまで4回、1,500枚ずつ作成してございまして、現在6,000枚作成したところでございます。

佐々木(茂)委員

それで、このPTA連合会の絡みということですから、配布先というか、協力されているところ、いわゆる一般

家庭だけなのか。例えば地元の企業とか郵便局、それから新聞店というふうなものとかも含めて、子供の見守りをする形の中でそういったことも含めてお願いをされていますか。

(教育)生涯学習課長

各単 P といいですか、PTA それぞれの小中学校の校区の中で、それぞれの町会あるいは通学路あるいは遊び場を中心とした中で、商店あるいは事業所あるいは個別の家といったところにおいてステッカーを張っていただいているという状況になります。

佐々木(茂)委員

小学校の英語教育について

次に、小学校の英語教育ということについて伺います。あおばとプランにも書いてございますが、国際理解教育の推進、この項目になるのかと思います。昨今子供の小学校から英語教育をというふうな形で、全国的に見て指定校を指定し、英語教育をするというふうな動きが出ているように思われます。それで、本来、確かに英語教育も必要かとは思いますが、日本人ですから人間としての基礎養成が私は一番大事だというふうな考えでございまして、本市のこの英語教育の取組、例えば何校もう始めているとかというのがわかりましたら、聞かせていただきたいと思えます。

(教育)指導室寺澤主幹

小学校の英語活動の本市の実態についてでございますが、昨年度本市の小学校において英語活動を実施いたしましたのは3校で、総合的な学習の時間や特別活動で取り組んでおり、教育委員会が派遣しております外国語指導助手や地域人材を活用しながら、歌、あいさつ、ゲームなどで英語の音声、リズム、外国の生活や文化になれ親しんだりする体験的な学習を行っているところでございます。

佐々木(茂)委員

今、説明をいただきましたけれども、他の都市ではもう小学校3年からそのようなことをし、それで6年生では簡単な文章も書くみたいな教育をしているのですが、今の話の中ではこの書くというふうなことはなかったように思うのですが、いかがでしょうか。

(教育)指導室長

実は私どもあおばとプランの中で、この英語活動について取り上げている一番の眼目と申しますのは、実は小樽市の土地柄、つまり港を抱えながら、また姉妹都市も多くございますけれども、外国の方々が来ている中で将来的な資質としてやはり国際理解を深めていくことが大事だろうと。そういう中で、もちろん我が国の文化や伝統についても尊重していく態度を身につけていくということでございますので、中学校の英語の学習の前倒しというところでは考えてございません。つまりそういう意味から、なれ親しみながらいくということを大事にしながら、憶せず外国の人たちと交わっていくような素地をつくっていきたいという観点でございます。

佐々木(茂)委員

金融教育について

同じく、また情報活用能力の育成という形に触れるものかと思えますけれども、最近、金融広報中央委員会が生きる力を養う教育という形で金融経済教育をということで、今一番問題を引き起こしております日銀の総裁がこのパネルディスカッションというのでしょうか、この講師になってやっている話が載っております。子供のころから健全な金銭感覚と正しい金融知識をということなのですね。非常にすばらしいことだと思っております。健全な金銭感覚と正しい金融経済の知識、生きる力を子供のころからきちんと身につけてもらおうと、こういうふうな発想で児童・生徒を対象とした金融教育、金銭教育の実践を始めたと、こんなふうでございます。それで、金融教育を意識した取組、それから高まる金融教育の関心という形の中で、例えば金融教育の公開授業、昨年7月から今年1月までの日程で北は北海道から南は九州までというふうな形のことをやっておられるように思います。この辺の

問題については、まだまだいろいろな問題があるので、本市としては当然これはどこかの授業の中でこんなようなことを触れている授業があるのかどうなのか、ちょっと聞かせていただければと思って、難しい話だと思いますので、やっているのか、どの教科のところでこういうことをやっていますとかということがわかれば、教えていただきたいと思います。

(教育) 指導室寺澤主幹

金融経済にかかわる教育についてでございますが、小学校におきましては、社会科において買物調べをしようなどで買物をするときには気をつけることについて学習しています。家庭科において金銭や物の使い方を考えようという単元におきまして、金銭や物の使い方を自分の生活とのかかわりで考え、見直し、計画的に使うことができるようにすることをねらいとして学習をしたり、また中学校におきましては、社会科の公民におきまして、消費と貯蓄、消費者の権利と保護、金融の働きなどについて学んでおりますし、家庭科においても消費生活について考えたり、消費者としての自覚を持つなどの学習をしているところでございます。

佐々木(茂)委員

17年度下半期の病院事業の状況について

過日、小樽市病院事業業務状況説明書、下半期分が提示されました。この中で、公表された内容、患者動態について入院、外来患者の数、どのようになりましたか。

(樽病) 総務課長

平成17年度下半期の患者数ですが、入院につきましては両病院合わせまして9万5,966人ということで、前年同様に比べまして1万2,300人、11.4パーセントの減となっております。うち小樽病院につきましては8,000人、13.2パーセント減、二病につきましては4,300人、9.2パーセントの減となっております。外来につきましては、12万5,095人で、対前年同様に比べまして1万5,600人、11.1パーセントの減、小樽病院につきましては9,800人で、9.7パーセントの減、第二病院につきましては5,800人、15.1パーセントの減少となっております。

佐々木(茂)委員

病床利用率はどのようになりましたか。

(樽病) 総務課長

両病院合わせた下半期の病床利用率につきましては、本年度59.2パーセントということで、前年同様に比べまして7.7パーセント減少しております。

佐々木(茂)委員

それで、経営状況、収益的収入が45億6,690万6,241円、収益的支出55億5,029万6,480円、9億8,339万239円の損失ということでございます。下半期の分が公表されましたし、もうあらあらの17年度決算見込みが出るのではないかと思います、おおよその見込み益、どのぐらいになるのか、損失になるのか、わかりましたら、聞かせていただきたいと思います。

(樽病) 総務課長

平成17年度の決算状況の見込みですけれども、年間の収益ですけれども、収益的収支につきましては約1億3,600万円の純損失が生じる決算になることで、前年度が3,600万円の損失でしたので、それに比べますと、約1億円純損失が増えたという決算になるかと思います。前年度対比で説明いたしますと、費用の方は前年に比べまして4億7,800万円ほどいろいろな経費の努力によりまして減っておりますが、収益がそれに上回って5億7,800万円ほど入院外来収益を中心としまして減ったことによりまして、前年度と比べまして1億円ほど減っております。あと、年度末資金過不足額につきましては、本年度末で3億1,000万円資金余剰が出ることとなりますが、これは前年度の4億200万円に比べますと、9,200万円やはり資金的にも前年度よりもちょっと減ったという決算状況になっておりまして、病院事業会計は依然として厳しい経営状況となっておりますので、平成18年度からは例えば第二病院では給

食業務の民間委託化をしておりますし、小樽病院では4月から二つの病棟の閉鎖をしまして、看護師数の見直しなども行っておりまして、今後もさらなる経営改善策を検討していかなければならないと考えております。

横田委員

景観行政団体について

一般質問で景観の関係で尋ねまして、答弁もいただきました。洋服店の例を挙げて、ああいうふうには今後ならないようにひとつというお願いをいたしました。答弁では、年内じゅうに昨年施行された景観法に基づいて、景観の関係の条例をさらに煮詰めるという話でした。景観法のいわゆる景観行政団体ということなのですが、これは都道府県とか政令指定都市とか中核都市はなるといことですが、本市は手を挙げなければならないというふうに聞いておりますが、これは北海道が簡単に、では小樽市はいいですというふうになるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

景観法に基づく景観行政団体の件でございますけれども、景観法の趣旨でいきますと、そのまちの景観を守るといいますか、景観行政を推進するのは基本的には市町村であろうと、こういうことが景観法の趣旨にもなっております。しかしながら、全国を見渡せば、なかなかそういった取組をやっていない市町村も見られるということで、景観法上は都道府県、それから今お話がありましたように政令指定都市あるいは中核市は景観行政団体として自動的になるわけですが、他のところについては手を挙げなければならないと、こういうことになっております。基本的な考え方としては、今申し上げたように、小樽市はこの20数年来、景観行政に積極的に取り組んできたわけですから、道との事前のいろいろな話の中では、小樽市は全国的にも先進地でありますので、基本的には小樽市が手を挙げれば景観行政団体として認めようと、こういうことでは基本的な了解といえますか、流れにはなっているところであります。

横田委員

北海道とは事務レベルで話をして、ほぼ大丈夫だというようなことになっているということでもいいのですね。

(建設)まちづくり推進課長

詳しい話はこれからじっくり詰めますけれども、基本的にはそんなスタンスで臨んでおります。

横田委員

それで、景観行政団体になった場合にというか、年内に申請してという話ですが、これに基づいて指定された場合以降といいましょうか、どういうふうにして新しい条例になっていくのかという、スケジュールといいましょうか、手続といいましょうか、それについて教えてください。

(建設)まちづくり推進課長

年内といえますか、10月か11月までには景観行政団体になるうというふうには今思っておりますけれども、それ以降、条例改正とあわせて景観計画というものをつくっていかねばなりません。これは景観計画は現行の条例とかなりの部分が似通っているのですけれども、景観法に基づくいろいろな仕組みを整理するということで、景観計画をつくります。景観計画はかなり時間的にはかかるかというふうには思っておりますけれども、うちに景観審議会等々がございますので、審議会の皆さんの御意見を伺いながら、十分に今の現状にどう対応するかといったことも含めて、景観計画あるいは景観条例の改正、こういったものを進めていきたいということを考えております。具体的などのぐらゐの時間がかかるかということは、これからの議論でありますけれども、そんなに長い時間、長期間をかけるということにはなりませんので、早急に策定をするような形で、あるいは条例改正をするような形で進めていきたいというふうに考えております。

横田委員

我々は詳しくはわからないのですけれども、一般質問で申し上げましたけれども、例えば強制力とか是正命令あ

るいは罰則とか、そんなことになるのかなと思いますが、現行の条例が新しい条例になると大きくどういうふうに変わって景観が守られるのかという部分について尋ねます。

(建設)まちづくり推進課長

今、委員の方からお話がありましたように、大きな部分は強制力というところであろうというふうに思っております。現在の条例は実施条例で強制力というのがないわけですが、今回の景観法の柱というのは、実施条例ではなくて、それを担保とするような国で法律をきちんと固めると、こういうところが今回の景観法の大きな趣旨であろうというふうに思っておりますので、今回の改正の中で大きな部分はそういったような強制力を現在の条例の中に加えていこうということを基本的には大きな課題であろうというふうに思っておりますけれども、強制力を盾にとるつもりはございませんので、引き続き今のようなお願いをして、そして理解を得て、そして市民全体あるいは業界も含めて景観を守っていこうと、こういったところを基本にしながら、最後のとりでといいますが、そういった部分では強制力があると、そのような条例化を考えていきたいというふうに思っております。

横田委員

例の洋服店の話のときに、私も言いましたけれども、行政が悪いとか量販店が悪いという話ではないのですけれども、25日前に届出をしていただいたと。それで、平面図、それから立体図ですか、パースみたいなものが出されたわけでしょうけれども、現実にああいうふうな格好に残念ですけれどもなってしまったわけですね。ですから、そういった強制力は見た人が判断して、これはだめだというふうになれば、そういった強制力も働かせて是正できるのかもしれませんが、また同じような手続段階の中で、これはだれが判断するのかわからないけれども、大丈夫だというふうになってしまうと、また同じこと、いくら強制力があっても、そういったことにならないのかという心配がちょっとありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

今の景観計画の中では意匠・景観、要するに色と形については一つの基準を設けて、最後のときには強制力というところまでいくということになりますけれども、高さについては特に強制力という部分は出てこないということでもあります。そういった面では、現状よりも相当程度厳しい指導はできるかというふうに思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、最終的にはやる方の理解を得るところが基本中の基本になるかというふうに思っておりますので、強制力ということは当然背後にありますけれども、今のように長時間にわたっているいろいろな説得なり指導なり、そういったことをやっていこうというふうには思っております。

横田委員

今の条例も、それから今後の新しい条例も、たぶん今言われたように意匠とか形態とか高さとかそういったできるもの本体に対してはいろいろ規制もあるのでしょうし、説得をするのだろうけれども、その建物が建つことによってどこかがあんなふうに隠れてしまうとか、そういったその部分も十分にやっていただかないと、また同じつを踏むようになってしまうのではないかと思うので、話をしているわけです。

それと、ある人には議員も悪いと言われました、チェックしなければならないのに。私もそう思います。いろいろ情報収集をしながら、前の建物なんか解体された後にあそこがどういうふうになるのかという、特にあいった観光地の隣でしたから、そこら辺は関心を持って、我々も当然先に調べなければならなかったかもしれませんが、当時、あそこは特別景観形成地区ではないですよ。大規模のものは申請は受けているのですか。

(建設)まちづくり推進課長

当時は特別景観形成地区ではありませんけれども、大規模建築物でありましたので、事前の相談、それから景観上の手続、そういったものをして建設に至ったということでございます。

横田委員

どういう仕組みにすればいいのか、ここではわかりませんが、そういった大規模で景観を損なうおそれが

ある建物の届出が出たときに、ちょっと議員の方にもこんなものができそうですというふうにならないのかというような気もしますけれども、この辺はどうですか。難しいですか。

(建設) まちづくり推進課長

事前の届出段階、それから実際の届出段階ということになりますと、我々はどういうものがそこに建ってどういう内容になるかという部分については守秘義務というものがございまして、直接こうだというふうにお知らせすることはかなり難しいというふうには思っておりますけれども、指導課の方ではそういうものがあつた場合には周知する方法を今しているという部分がありますので、その部分では一応どういうものが建つかということは事前にわかるかというふうには思っております。

建設部長

まちづくり推進課長が説明をしたこととほぼ同じなのですが、建築基準法上、大規模のものについては工事着手前に今地域にこういうものを建てますという表示をしなければならないという法律があります。それは今現地で立っているという状況でしかありませんので、そういったものを、例えば何らかの形で市民の方にお知らせをすとかといった形の中で、公開というのでしょうか、そういうようなことをすることによって、皆様の関心といましようか、注目の目を集めることは可能だと思っておりますので、それが実質どういう形でやればいいのか、その部分については検討したいというふうを考えております。

横田委員

わかりました。なかなか難しい部分もあるでしょうけれども、協力しながら景観を守っていければと思いますので、お願いします。

科学館のアマチュア無線の社团局について

先ほど来新博物館の話も出ております。

科学館にはアマチュア無線の遮断局があるのですが、これを何とか引き続き新しいところでやってくださいという話になるのですが、現在の科学館の遮断局としてあります無線設備等々の設備と、それから活動の状況を簡単に結構ですので、教えていただきたいと思つます。

(教育) 旭主幹

無線設備の方は屋上にアンテナが何基ございまして、それと無線室には6台から7台ほどの無線機がございまして、活動内容といたしましては、メンバーが今小学生から一番上の方で70歳後半ぐらいまで、非常に幅広い年齢層のメンバーなのですけれども、基本的には月1回、実際には休みもございまして、例年七、八回毎月メンバーが集まってミーティングを行う、いろいろな学習を行うと、実際にあつて集まる人数はおおよそ10人ちょっとぐらいということなのですが、メンバーズ的には登録されているのは70名近くはあります。実際の活動は10数名がやっているという、そんな状態でございます。

横田委員

私もちょっとかじったりしたのですが、コールサインがJ A 8 Y A Aということだと思つますが、これは北海道で一番早いコールサインなのです。たしかそうですね。

(教育) 旭主幹

そのとおりでございます。遮断局といたしまして、個人の無線局ではなく、そういったクラブ局といった形では北海道では一番目のコールを持っているという遮断局でございます。

横田委員

小樽市は何かアマチュア無線が結構先進なのかな。まずJ A 8 Y A Aという北海道で一番というコールサインをなくしてほしくないという、コールサインの面から一つと、それからアマチュア無線、いくら携帯電話が進化し、通信手段がかなり進化しましたが、それでも無線という楽しみは、私はあまり最近やっていないから言うの

はあれだけれども、昔はキング・オブ・ホビーなどと言って、手前みそですけども、趣味の王様なんて言ったのですね。高い無線機はなかなか買えないわけですから、いろいろな周波数モードによって 1 台とか 2 台とか、ない周波数はそういった遮断局という HF 短波帯でオーバー・シーズといいましょうか、外国なんかとも無線できたり、それからトントウ C W で情操教育なんかにも非常にいいと思うのです。ですから、そういった 2 点を考え合わせても、ぜひ、旧交通記念館に行ってもその社団局をきちんと、たぶん無線機も相当古いのではないかと思いますけれども、そういった更新なんかも含めて私はやっていただきたいと思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

(教育) 旭主幹

無線機につきましては、古いのからそこに新しいのまで何とかそろってはいるのですが、その科学館のアマチュア無線クラブを今回の新博物館に置いてということですが、現段階ではまだ具体的な形がまとまっている状況にはございません。ただ現在、まず、その基本的な部分で旧交通記念館の場所からアマチュア無線の電波を出すことによりまして、近くの無線局等に影響を与えることがないだろうかということ近く調査をするということで準備を進めております。

横田委員

確かに上の方に無線局があるので、ただ、周波数も違うし、ナロー化というか、帯域が大分狭くできるようになっていますので、さほど影響はないのかと思いますけれども、いろいろそういった試験部分もあるのでしょうけれども、70 数名の登録者がいるということでもありますし、さっき言ったように、高い機械を買えなくてそこに行きたいという方もまだおられると思いますので、コールサインだけを残すことは実質活動をしなくてもできるのでしょうけれども、そうではなくて活動をしながら J A 8 Y A A のコールサインも残しておいていただきたい。

(教育) 新博物館開設準備室長

極めて歴史的伝統のある社団局のコールサインを持っているわけですから、それをなくするということは現段階でも考えておりません。ただ、先ほど八木主幹の方から答弁をさせていただきましたが、地理的な環境の問題、それから周辺の無線局と特に海保関係の無線局等もございまして、まずは可能かどうかという調査的なものをまず進めて実現に向けた方法論をこれから探っていきたいというふうに考えております。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 20 分

再開 午後 4 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号、第 9 号及び第 28 号に反対の討論をいたします。

今回の補正予算額は、一般会計では 1 億 4,169 万 5,000 円、特別会計で 4,808 万 5,000 円、企業会計で 675 万円、合計 1 億 9,653 万円というものです。化学消防ポンプ自動車購入、構造強度対策事業費やオタモイ住宅 3・4 号棟建替事業費など、住民の要求に沿った予算内容は賛成するものです。他方、所得税、住民税の定率減税の全廃、医療保険

制度の改悪並びに 3 兆円に及ぶ新たな国民負担の一部であるたばこ税の増税が歳入となっている補正予算には賛成できません。在日米軍再編強化による米軍のための負担を取りやめれば、増税の押し付けをやめることができます。国は住民に負担転嫁することなく、地方が必要とする財源を保障すべきであり、地方は議会と一丸となって政府の財政攻撃に対処すべきことを申し述べ、詳しくは本会議で述べることにし、反対討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案 1 号、第 9 号、第 28 号について、一括採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきましては、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも高橋副委員長をはじめ委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会といたします。